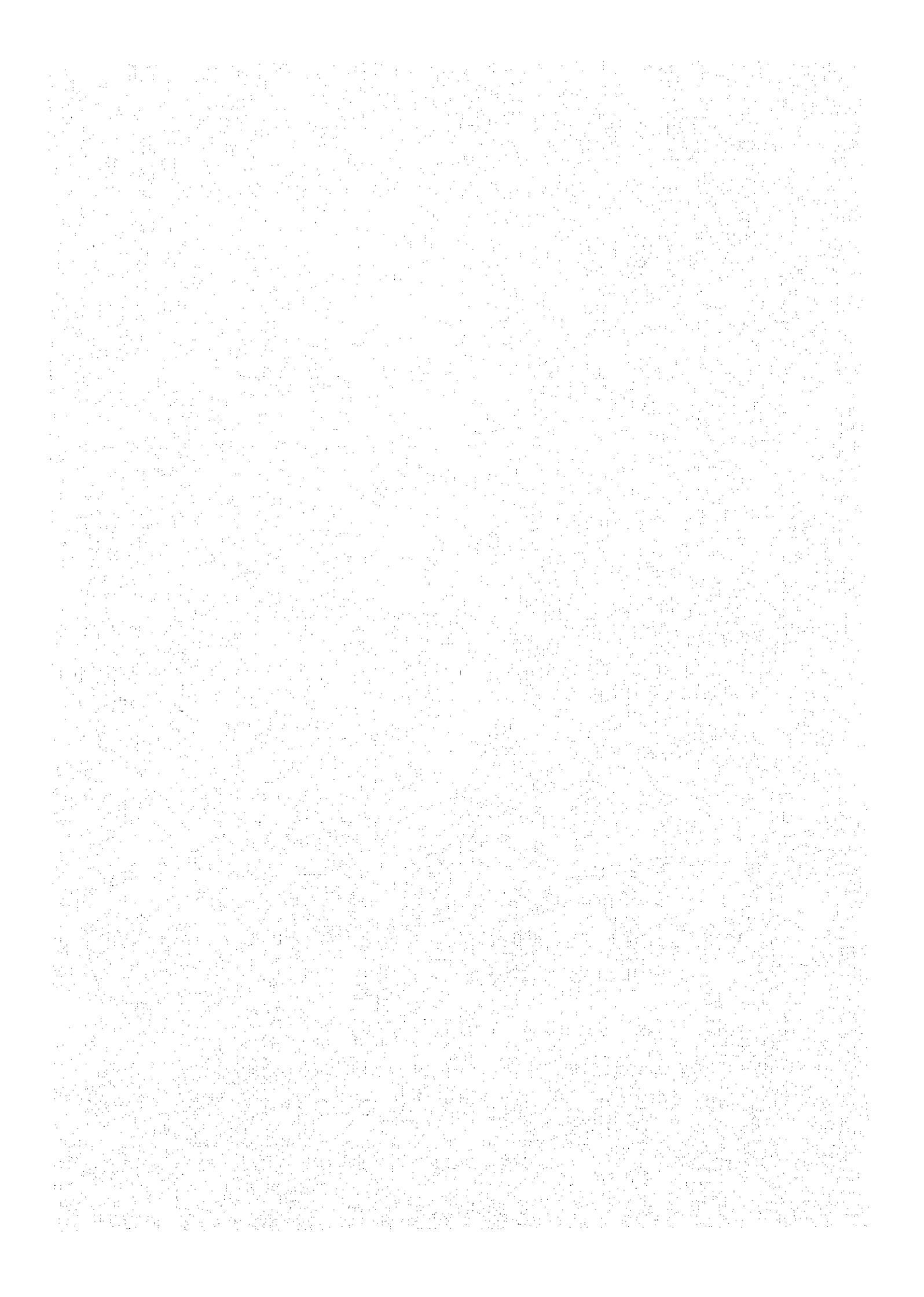


第4次

洛東江低水管理システム調査団

参 考 資 料

1 9 8 6 年11月



洛東江低水管理業務

參考資料

1986年11月

日本国洛東江調査団

洛東江低水管理業務参考資料

目 次

§ 1	洛東江洪水統制所業務に関する資料	1 - 1
1 - 1	関東地方建設局における洪水、低水、水利調整業務の概要	1 - 1
1 - 2	利根川ダム統合管理事務所の洪水対策及び低水管理業務の概要	1 - 100
§ 2	洛東江テレメータシステム維持管理体制について	2 - 1
2 - 1	テレメータシステムの維持管理における留意事項	2 - 2
2 - 2	テレメータシステムの維持管理体制	2 - 42
2 - 3	外郭団体の育成と役割	2 - 75
§ 3	水質自動監視System維持管理体制に関する資料	3 - 1
3 - 1	System機器維持管理について	3 - 1
3 - 2	水質管理業務の概要	3 - 81
3 - 3	水質モニターと生物管理	3 - 125
3 - 4	河川水質と生物	3 - 127
3 - 5	低水管理における水質情報について	3 - 131
3 - 6	参考資料	3 - 135
§ 4	低水管理Systemに関する資料	4 - 1
4 - 1	利根川ダム統合管理事務所の低水管理業務	4 - 1
4 - 2	広域水管理に関する調査業務の概要	4 - 27

8 1. 洛東江洪水統制所業務に関する資料

1-1. 関東地方建設局における洪水, 低水, 水利調整業務の概要

1-1-1 関係法令

(1) 河川の管理

河川法

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、河川について、洪水、低水等による災害の発生を防止し、河川が適正に利用され、及び洪水の正常な機能が維持されるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もつて公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的とする。

(河川の管理)

第二条 河川は、公共用物であつて、その保全、利用その他の管理は、前条の目的が達成されるように適正に行われなければならない。

第三条 河川の洪水は、私権の目的となることができない。

(河川管理)

第七條 この法律において「河川管理」とは、第九條第一項又は第十條の規定により河川を管理する者をいふ。

(一級河川の管理)

第九條 一級河川の管理は、建設大臣が行なう。建設大臣は、その指定する区域(以下「指定区域」といふ)内の一級河川については、当該一級河川の部分の存を確保するに必要とする河川の一部を行なふことができる。建設大臣は、指定区域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係道府県知事の見解をきかなければならない。これを要し、又は廃止しようとするときは、同様とする。

(指定区域)

第十條 指定区域の一級河川の管理の区域内の一級河川について、建設大臣が都道府県知事に行なわせる管理は、次の各号に掲げるもの以外のものとする。

- 一 法第十二條第一項の規定により河川を管理するもの。
- 二 法第十六條第一項の規定により工事実施基本計画を定めるもの。
- 三 水利使用で次に掲げるもの(以下「特定水利使用」といふ)に関し、法第三十三條第一項、第二十六條及び第三十四條第一項の規定による制限を行なうもの。

(取水)

第十一條 取水が一日につき最大二千五百立方メートル以上又は給水人口が二万人以上の水道のために用いられるもの。

(取水)

第十二條 取水が一日につき最大一立方メートル以上又は給水人口が三百人以上のもの。

第十三條 特定水利使用に關し、法第二十七條第一項、第二十九條、第三十條、第三十三條第三項、法第五十五條第一項及び第五十七條第三項において準用する場合を含む。第三十八條、第三十九條、第四十二條第二項、第四十三條第一項及び第六項、第四十四條第一項、第四十六條第一項、第四十七條第一項及び第四項、第四十九條、第五十條第二項、第五十五條第一項、第五十七條第一項及び第七項、第七十五條、第七十六條、第七十七條第一項、第七十八條第一項並びに第九十條第一項の規定による制限を行なうこと。

(特定水利使用)

第十四條 又は第二十六條の許可を得るため必要と特定水利使用以外の水利使用に關する法第二十三條から第二十七條までの許可の取消その他の当該許可に係る法第七十五條の規定による処分を行なうこと。

(指定区域)

第十五條 指定区域の一級河川の改良工事の施行に併し必要を生じた河川工事で当該改良工事と一体として施行する必要があるものを施行すること。

(工事実施基本計画)

第十六條 河川管理は、その管理する河川について、計画基本計画その他の河川の河川工事の実施に關する基本となるべき事項(以下「工事実施基本計画」といふ)を定めなければならない。

(工事実施基本計画)

第十七條 工事実施基本計画は、水質の状況並びに水質の利用の現況及び開発を考慮し、かつ、国土総合開発計画との調整を図つて、政令で定める事項に依り、水系ごとに、その水系に係る河川の総合的管理が確保できるように定めなければならない。

(河川管理)

第十八條 河川管理は、工事実施基本計画を定めるに当たつては、降雨量、地形、地質その他の事情により、洪水による災害が発生している区域につき、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するために必要な措置を講ずるよう特に配慮しなければならない。

(建設大臣)

第十九條 建設大臣は、工事実施基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、河川審議会の意見をきかなければならない。

(河川審議会)

第二十條 河川審議会は、建設大臣の諮問に応じ、河川管理の事務に關する事項について、意見を述べ、又は調査を行う。

(河川審議会)

第二十一條 河川審議会は、建設大臣の諮問に応じ、河川管理の事務に關する事項について、意見を述べ、又は調査を行う。

(河川審議会)

第二十二條 河川審議会は、建設大臣の諮問に応じ、河川管理の事務に關する事項について、意見を述べ、又は調査を行う。

(2) 洪水対策

河川法

(洪水対策における河川法)

第二十二條 洪水、高潮等による危険が切迫した場合には、水防を待たず、又はこれによる被害を軽減する程度をとおるため必要の必要があるときは、河川管理者は、その現場において、必要な土地を使用し、土砂、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬具若しくは資材を使用し、又は工作物その他の設備物を敷設することが出来る。

2 河川管理者は、前項に規定する措置によるために必要な場合は、その附近に居住する者又はその現場にある者を避難所に避難せしめることができる。

3 河川管理者は、前項の規定による収用、使用又は処分により損失を受けた者があるときは、その者に対して、適当な賠償を請求し得るものとする。

4 前項の規定による損失の賠償については、河川管理者が損失を受けた者として賠償しなければならぬ。

5 前項の規定による賠償が成立しない場合においては、河川管理者は、自己の責任を負つた金額を損失を受けた者に支払ふなければならない。この場合において、当該金額について不服がある者は、政令で定めるところにより、補償金の支払を待たずして三十日以内、収用委員会上に不服を提起し、第四十八條の規定による裁判を受けることができる。

6 前項の規定により賠償に従事した者が当該業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは健康に害を被つたときは、河川管理者は、政令で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは扶養親族がこれらの原因によつて受ける損害を賠償しなければならない。

(河川の洪水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の禁止、制限又は許可)

第二十九條 第三十三條から第三十六條までに規定するものを除くは、河川の洪水の方向、流速、浸食、傾斜又は保護等について、河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為については、政令でこれを禁止し、若しくは制限し、又は河川管理者の許可を受けさせることができる。

2 前項の許可については、前項に規定する行為で政令で定めるところにより制限し、又は河川管理者がこれを禁止し、若しくは制限し、又は河川管理者の許可を受けさせることができる。

(水防活動のための指示)

第五十二條 河川管理者は、洪水による被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、河川管理者の指示を受けることになり、その指示に従つて、洪水防止のために必要な措置を講ずるものとする。この場合において、当該措置が当該河川の状態を総合的に考慮して、災害の発生を防止し、又は被害を軽減するために必要と認められるときは、河川管理者は、河川の状態を総合的に考慮して、災害の発生を防止し、又は被害を軽減するために必要な措置をとるべきことを指示することができる。

水防法

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、洪水又は高潮に際し、水災を軽減し、被害を及ぼし、及びこれらによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

(河川法との関係)

第二条 この法律において「水防法」とは、水防上必要な貯留池、堰、堤防、護岸、橋脚及びダムを設け、又はこれらを整備し、水防のための水防及び防波の活動の一の水防管理団体と、水防管理団体との間に於ける協力及び応援並びに水防に必要な資材、器材及び設備の整備及び運用に関する法律をいう。

第三条 この法律において「水防活動」とは、洪水、高潮その他の水位異常を防止し、又はこれを軽減し、被害を及ぼし、及びこれらによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持し、及びこれらによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

(水防活動の組織)

第三條 この法律において「水防活動」とは、水防上必要な貯留池、堰、堤防、護岸、橋脚及びダムを設け、又はこれらを整備し、水防のための水防及び防波の活動の一の水防管理団体と、水防管理団体との間に於ける協力及び応援並びに水防に必要な資材、器材及び設備の整備及び運用に関する法律をいう。

第四條 水防活動の組織は、組合員、組合員及び組合員を代表する役員並びに役員を代表する職員を有するものである。この場合において、水防活動の組織は、地方公共団体の職員並びに地方公共団体の職員を代表する職員を有するものである。

水防組

(市町村の水防責任)

第三條 市町村は、その区域内における水防を分担し、水防活動の組織及び水防活動の計画を定めるものとする。この場合において、水防活動の組織及び水防活動の計画は、地方公共団体の職員並びに地方公共団体の職員を代表する職員を有するものである。

(水防活動の組織)

第四條 水防活動の組織は、組合員、組合員及び組合員を代表する役員並びに役員を代表する職員を有するものである。この場合において、水防活動の組織は、地方公共団体の職員並びに地方公共団体の職員を代表する職員を有するものである。

(水防活動の組織)

第五條 水防活動の組織は、組合員、組合員及び組合員を代表する役員並びに役員を代表する職員を有するものである。この場合において、水防活動の組織は、地方公共団体の職員並びに地方公共団体の職員を代表する職員を有するものである。

(水防活動の組織)

第六條 水防活動の組織は、組合員、組合員及び組合員を代表する役員並びに役員を代表する職員を有するものである。この場合において、水防活動の組織は、地方公共団体の職員並びに地方公共団体の職員を代表する職員を有するものである。

(水防活動の組織)

第三條 水防活動の組織は、組合員、組合員及び組合員を代表する役員並びに役員を代表する職員を有するものである。この場合において、水防活動の組織は、地方公共団体の職員並びに地方公共団体の職員を代表する職員を有するものである。

(水防活動の組織)

第四條 水防活動の組織は、組合員、組合員及び組合員を代表する役員並びに役員を代表する職員を有するものである。この場合において、水防活動の組織は、地方公共団体の職員並びに地方公共団体の職員を代表する職員を有するものである。

(水防活動の組織)

第五條 水防活動の組織は、組合員、組合員及び組合員を代表する役員並びに役員を代表する職員を有するものである。この場合において、水防活動の組織は、地方公共団体の職員並びに地方公共団体の職員を代表する職員を有するものである。

(水防活動の組織)

第六條 水防活動の組織は、組合員、組合員及び組合員を代表する役員並びに役員を代表する職員を有するものである。この場合において、水防活動の組織は、地方公共団体の職員並びに地方公共団体の職員を代表する職員を有するものである。

(3) 低水及び水質管理業務

河川法

河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の許可... 第二十九條 河川法第三十八條から前条までに規定する...

河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の禁止... 第三十條 河川法第三十九條から前条までに規定する...

河川管理業務は、第一項の施設が成立しない場合において、当事者から申請があつたとき、又は緊急に水利使用の調整を行なうなければ公共の利益に重大な支障を及ぼすおそれがあるとき、水利使用の調整を行なうことができる...

河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の禁止... 第三十一條 河川法第四十條から前条までに規定する...

河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の許可... 第三十二條 河川法第四十一條から前条までに規定する...

河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の禁止... 第三十三條 河川法第四十二條から前条までに規定する...

河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の許可... 第三十四條 河川法第四十三條から前条までに規定する...

河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の禁止... 第三十五條 河川法第四十四條から前条までに規定する...

河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の許可... 第三十六條 河川法第四十五條から前条までに規定する...

Table with 10 columns (イ, ロ, ハ, ニ, ホ, ヘ, ニ, ホ, ヘ, ニ) and multiple rows of legal references and descriptions regarding water management regulations.

別表2 生活環境の保全に関する調査基準

1 河川

(1) 河川 (詳細を除く)

項目	用途	利用目的の 用途	基準		測定方法	備考
			水質	生物		
A	AA	水道1級	1mg/l以下	25mg/l以下	100m以下	第1の2の(2)に 準ずる水 域
		水道2級	6.5以上	7.5mg/l以下		
A	A	水道1級	2mg/l以下	25mg/l以下	100m以下	第1の2の(2)に 準ずる水 域
		水道2級	6.5以上	7.5mg/l以下		
B	B	水道1級	5mg/l以下	50mg/l以下	100m以下	第1の2の(2)に 準ずる水 域
		水道2級	6.5以上	7.5mg/l以下		
C	C	水道1級	8.5以下	100mg/l以下	100m以下	第1の2の(2)に 準ずる水 域
		水道2級	6.5以上	7.5mg/l以下		
D	D	工業用水1級	6.0以上	8mg/l以下	100m以下	第1の2の(2)に 準ずる水 域
		工業用水2級	8.5以下	2mg/l以下		
E	E	工業用水1級	6.0以上	10mg/l以下	100m以下	第1の2の(2)に 準ずる水 域
		工業用水2級	8.5以下	2mg/l以下		
測定方法						X
測定方法は、別表2-1に定める。定まる方法がない場合は、別表2-1に定める方法による。						

備考
1 基準値は、日平均値とする(湖沼、池等もこれに準ずる。)
2 工業用水1級については、水質イオン濃度6.0以上7.5以下、汚濁物質濃度5mg/l以上とする(湖沼もこれに準ずる。)
3 基準値による定保値とは、次のものをいふ(湖沼、池等もこれに準ずる。)
水道1級 0.1mg、0.1mg、0.01mgのいずれか1つを5本ずつB.C.D.に採取し、その平均値を5本の平均値とする。この際、採取は、その最大値を5本としたものの全数か又は最大値が最大値の50%となるように、また最少値を5本としたものの全数か又は最大値が最大値の50%となるように、それぞれ5本ずつ採取して用いる。なお、採取は、その最大値を5本としたものの全数か又は最大値が最大値の50%となるように、また最少値を5本としたものの全数か又は最大値が最大値の50%となるように、それぞれ5本ずつ採取して用いる。

(注) 1 自然環境保全：自然環境等の回復の保全
2 水道1級：生活等による通常の浄水処理を行うもの
3 水道2級：生活等による通常の浄水処理を行うもの
4 工業用水1級：冷却等による通常の浄水処理を行うもの
5 環境保全：河川の日常生産(船舶の進歩等を含む。)において不快感を生じない程度

項目	用途	利用目的の 用途	水質	生物	測定方法	備考
A	AA	水道1級	1mg/l以下	25mg/l以下	100m以下	第1の2の(2)に 準ずる水 域
		水道2級	6.5以上	7.5mg/l以下		
A	A	水道1級	2mg/l以下	25mg/l以下	100m以下	第1の2の(2)に 準ずる水 域
		水道2級	6.5以上	7.5mg/l以下		
B	B	水道1級	5mg/l以下	50mg/l以下	100m以下	第1の2の(2)に 準ずる水 域
		水道2級	6.5以上	7.5mg/l以下		
C	C	水道1級	8.5以下	100mg/l以下	100m以下	第1の2の(2)に 準ずる水 域
		水道2級	6.5以上	7.5mg/l以下		
D	D	工業用水1級	6.0以上	8mg/l以下	100m以下	第1の2の(2)に 準ずる水 域
		工業用水2級	8.5以下	2mg/l以下		
E	E	工業用水1級	6.0以上	10mg/l以下	100m以下	第1の2の(2)に 準ずる水 域
		工業用水2級	8.5以下	2mg/l以下		
測定方法						X
測定方法は、別表2-1に定める。定まる方法がない場合は、別表2-1に定める方法による。						

備考
水道1級、水道2級及び水道3級については、当分の間、汚濁物質濃度の項目の基準値は適用しない。
(注) 1 自然環境保全：自然環境等の回復の保全
2 水道1級：生活等による通常の浄水処理を行うもの
3 水道2級：生活等による通常の浄水処理を行うもの
4 工業用水1級：冷却等による通常の浄水処理を行うもの
5 環境保全：河川の日常生産(船舶の進歩等を含む。)において不快感を生じない程度

(注) 1 自然環境保全：自然環境等の回復の保全
2 水道1級：生活等による通常の浄水処理を行うもの
3 水道2級：生活等による通常の浄水処理を行うもの
4 工業用水1級：冷却等による通常の浄水処理を行うもの
5 環境保全：河川の日常生産(船舶の進歩等を含む。)において不快感を生じない程度

項目	用途	利用目的の 用途	水質	生物	測定方法	備考
A	AA	水道1級	1mg/l以下	25mg/l以下	100m以下	第1の2の(2)に 準ずる水 域
		水道2級	6.5以上	7.5mg/l以下		
A	A	水道1級	2mg/l以下	25mg/l以下	100m以下	第1の2の(2)に 準ずる水 域
		水道2級	6.5以上	7.5mg/l以下		
B	B	水道1級	5mg/l以下	50mg/l以下	100m以下	第1の2の(2)に 準ずる水 域
		水道2級	6.5以上	7.5mg/l以下		
C	C	水道1級	8.5以下	100mg/l以下	100m以下	第1の2の(2)に 準ずる水 域
		水道2級	6.5以上	7.5mg/l以下		
D	D	工業用水1級	6.0以上	8mg/l以下	100m以下	第1の2の(2)に 準ずる水 域
		工業用水2級	8.5以下	2mg/l以下		
E	E	工業用水1級	6.0以上	10mg/l以下	100m以下	第1の2の(2)に 準ずる水 域
		工業用水2級	8.5以下	2mg/l以下		
測定方法						X
測定方法は、別表2-1に定める。定まる方法がない場合は、別表2-1に定める方法による。						

備考
水道1級、水道2級及び水道3級については、当分の間、汚濁物質濃度の項目の基準値は適用しない。
(注) 1 自然環境保全：自然環境等の回復の保全
2 水道1級：生活等による通常の浄水処理を行うもの
3 水道2級：生活等による通常の浄水処理を行うもの
4 工業用水1級：冷却等による通常の浄水処理を行うもの
5 環境保全：河川の日常生産(船舶の進歩等を含む。)において不快感を生じない程度

① 水質環境基準に係る水域類型の指定手続について

（昭和五十八年五月十三日）

河川の水質の劣化については、平常から発生していたとしても、大雨等による河川水質の劣化が顕著となることとなる場合に、河川水質の劣化を防止するため、この水域を第一種、第二種、第三種、第四種、第五種、第六種の水域として指定し、河川水質の劣化を防止する措置を講ずることとなるので、これに依りて河川水質の劣化を防止する水域として指定する（第一種、第二種、第三種、第四種、第五種、第六種の水域の指定）について意見を求められた場合は、意見を提出し、意見を提出した水域の指定については、意見を提出した水域の指定について意見を提出することとなる。

1. 第一種、第二種、第三種、第四種、第五種、第六種の水域の指定については、意見を提出した水域の指定について意見を提出することとなる。

2. 第一種、第二種、第三種、第四種、第五種、第六種の水域の指定については、意見を提出した水域の指定について意見を提出することとなる。

これは、あらかじめ水質環境基準に係る水域として指定する水域の指定手続について意見を提出することとなる。

2. 第一種、第二種、第三種、第四種、第五種、第六種の水域の指定については、意見を提出した水域の指定について意見を提出することとなる。

3. 第一種、第二種、第三種、第四種、第五種、第六種の水域の指定については、意見を提出した水域の指定について意見を提出することとなる。

別添1
（昭和五十八年五月十三日）

第一種、第二種、第三種、第四種、第五種、第六種の水域の指定については、意見を提出した水域の指定について意見を提出することとなる。

別添2
（昭和五十八年五月十三日）

第一種、第二種、第三種、第四種、第五種、第六種の水域の指定については、意見を提出した水域の指定について意見を提出することとなる。

項目	利用目的の適応性	基準	値	測定方法
A	水産1級 自然河川の水質に相当するもの	化学的酸素消費量(COD)	2mg/l以下	5日間の培養による測定
		生物学的酸素消費量(BOD)	7.5mg/l以下	5日間の培養による測定
		窒素素子	0.05mg/l以下	分光法による測定
B	水産2級 水産1級以下の水質に相当するもの	化学的酸素消費量(COD)	3mg/l以下	5日間の培養による測定
		生物学的酸素消費量(BOD)	5mg/l以下	5日間の培養による測定
C	水産3級 水産2級以下の水質に相当するもの	化学的酸素消費量(COD)	8mg/l以下	5日間の培養による測定
		生物学的酸素消費量(BOD)	15mg/l以下	5日間の培養による測定

1. 水産1級のものを、生物学的酸素消費量の測定値が、700mg/l以下とする。

2. 700mg/l以下としないものをいふ。

3. 水産2級のものを、生物学的酸素消費量の測定値が、1000mg/l以下とする。

4. 1000mg/l以下としないものをいふ。

5. 水産3級のものを、生物学的酸素消費量の測定値が、1500mg/l以下とする。

6. 1500mg/l以下としないものをいふ。

7. 水産4級のものを、生物学的酸素消費量の測定値が、2000mg/l以下とする。

8. 2000mg/l以下としないものをいふ。

9. 水産5級のものを、生物学的酸素消費量の測定値が、2500mg/l以下とする。

10. 2500mg/l以下としないものをいふ。

11. 水産6級のものを、生物学的酸素消費量の測定値が、3000mg/l以下とする。

12. 3000mg/l以下としないものをいふ。

項目	利用目的の適応性	基準	値	測定方法
I	自然河川の水質に相当するもの	化学的酸素消費量(COD)	2mg/l以下	5日間の培養による測定
		生物学的酸素消費量(BOD)	7.5mg/l以下	5日間の培養による測定
		窒素素子	0.05mg/l以下	分光法による測定
II	水産1級 水産2級以下の水質に相当するもの	化学的酸素消費量(COD)	3mg/l以下	5日間の培養による測定
		生物学的酸素消費量(BOD)	5mg/l以下	5日間の培養による測定
III	水産2級 水産3級以下の水質に相当するもの	化学的酸素消費量(COD)	8mg/l以下	5日間の培養による測定
		生物学的酸素消費量(BOD)	15mg/l以下	5日間の培養による測定
IV	水産3級 水産4級以下の水質に相当するもの	化学的酸素消費量(COD)	15mg/l以下	5日間の培養による測定
		生物学的酸素消費量(BOD)	25mg/l以下	5日間の培養による測定
V	水産4級 水産5級以下の水質に相当するもの	化学的酸素消費量(COD)	25mg/l以下	5日間の培養による測定
		生物学的酸素消費量(BOD)	35mg/l以下	5日間の培養による測定
VI	水産5級 水産6級以下の水質に相当するもの	化学的酸素消費量(COD)	35mg/l以下	5日間の培養による測定
		生物学的酸素消費量(BOD)	45mg/l以下	5日間の培養による測定

1. 水産1級のものを、生物学的酸素消費量の測定値が、700mg/l以下とする。

2. 700mg/l以下としないものをいふ。

3. 水産2級のものを、生物学的酸素消費量の測定値が、1000mg/l以下とする。

4. 1000mg/l以下としないものをいふ。

5. 水産3級のものを、生物学的酸素消費量の測定値が、1500mg/l以下とする。

6. 1500mg/l以下としないものをいふ。

7. 水産4級のものを、生物学的酸素消費量の測定値が、2000mg/l以下とする。

8. 2000mg/l以下としないものをいふ。

9. 水産5級のものを、生物学的酸素消費量の測定値が、2500mg/l以下とする。

10. 2500mg/l以下としないものをいふ。

11. 水産6級のものを、生物学的酸素消費量の測定値が、3000mg/l以下とする。

12. 3000mg/l以下としないものをいふ。

水道法第百廿七條

第二章 雑則

(目録)
 第一條 この法は、上下水道事業が、公共用水源に依りてその供給を確保することを旨として、公共用水源の保護、公共用水の供給の確保、及び公共用水の利用の促進等を行うこと並びに、公共用水の供給の確保その他の事項を規定するものとする。この法は、昭和二十一年四月一日から施行するものとする。

第二條 この法は、公共用水源が、公共用水源に依りてその供給を確保することを旨として、公共用水源の保護、公共用水の供給の確保、及び公共用水の利用の促進等を行うこと並びに、公共用水の供給の確保その他の事項を規定するものとする。この法は、昭和二十一年四月一日から施行するものとする。

第三條 公共用水源は、公共用水源に依りてその供給を確保することを旨として、公共用水源の保護、公共用水の供給の確保、及び公共用水の利用の促進等を行うこと並びに、公共用水の供給の確保その他の事項を規定するものとする。この法は、昭和二十一年四月一日から施行するものとする。

第四條 公共用水源は、公共用水源に依りてその供給を確保することを旨として、公共用水源の保護、公共用水の供給の確保、及び公共用水の利用の促進等を行うこと並びに、公共用水の供給の確保その他の事項を規定するものとする。この法は、昭和二十一年四月一日から施行するものとする。

第五條 公共用水源は、公共用水源に依りてその供給を確保することを旨として、公共用水源の保護、公共用水の供給の確保、及び公共用水の利用の促進等を行うこと並びに、公共用水の供給の確保その他の事項を規定するものとする。この法は、昭和二十一年四月一日から施行するものとする。

第六條 公共用水源は、公共用水源に依りてその供給を確保することを旨として、公共用水源の保護、公共用水の供給の確保、及び公共用水の利用の促進等を行うこと並びに、公共用水の供給の確保その他の事項を規定するものとする。この法は、昭和二十一年四月一日から施行するものとする。

第七條 公共用水源は、公共用水源に依りてその供給を確保することを旨として、公共用水源の保護、公共用水の供給の確保、及び公共用水の利用の促進等を行うこと並びに、公共用水の供給の確保その他の事項を規定するものとする。この法は、昭和二十一年四月一日から施行するものとする。

第八條 公共用水源は、公共用水源に依りてその供給を確保することを旨として、公共用水源の保護、公共用水の供給の確保、及び公共用水の利用の促進等を行うこと並びに、公共用水の供給の確保その他の事項を規定するものとする。この法は、昭和二十一年四月一日から施行するものとする。

第九條 公共用水源は、公共用水源に依りてその供給を確保することを旨として、公共用水源の保護、公共用水の供給の確保、及び公共用水の利用の促進等を行うこと並びに、公共用水の供給の確保その他の事項を規定するものとする。この法は、昭和二十一年四月一日から施行するものとする。

1-1-2 規程, 要領等

(1) 一般事項

① 関東地方建設局組織細則

(河川管理課の各係の所掌事務)

第12条 河川管理係においては、次の事務をつかさどる。

一 水政課の所掌にかかる事務のうち、河川の管理にかかる事務に関する技術的な調査及び審査に関する事務(第3項第9号及び第10条の2第1項第2号に規定する事務を除く。)

二 河川水理調査の実施計画及びその実施に関する事務

三 河川水理調査に要する費用の要求及び配分に関する資料の作成に関する事務

四 気象、雨量、水位、流量及び濁砂等の資料の収集、整理に関する事務

五 雨量計、水位及び流量等の観測所の維持及び管理に関する事務

六 気象、雨量、水位及び流量等の観測員に関する事務

七 課内他係の所掌に属しない事務

2 維持修繕係においては、次の事務をつかさどる。

一 河川の維持、修繕に要する費用の要求及び配分に関する資料の作成に関する事務

二 河川の維持、修繕工事の実施設計、施工及び費付に関する事務

三 河川の維持、修繕の請負工事の内容審査に関する事務

四 河川の維持、修繕工事に使用する材料の検査に関する事務

五 河川の維持、修繕工事の実施上必要な保安及び危害予防に関する事務

3 ダム管理係においては、次の事務をつかさどる。

一 ダム(一体として管理する河川を含む。以下この条において同じ。)及びその附帯施設の維持、修繕及び災害復旧に関する事務

二 ダム及びその附帯施設の維持、修繕及び災害復旧並びに操作等の管理に要する費用の要求及び配分に関する資料の作成に関する事務

三 ダム及びその附帯施設の維持、修繕工事及び災害復旧工事の実施計画に関する事務

四 ダム及びその附帯施設の維持、修繕工事及び災害復旧工事の実施設計施工及び監査に関する事務

五 ダム及びその附帯施設の維持、修繕及び災害復旧の請負工事の内容審査に関する事務

六 ダム及びその附帯施設の維持、修繕工事及び災害復旧工事に使用する材料の審査に関する事務

七 ダム及びその附帯施設の維持、修繕工事及び災害復旧工事の実施上必要な保安及び危害予防に関する事務

八 水政課の所掌にかかる事務のうち、ダムに関する技術的な調査及び審査に関する事務

九 その他ダムの監督に関する事務

4 洪水予報係においては、次の事務をつかさどる。

一 洪水予報及び水防管線の実施計画及びその実施に関する事務

二 洪水予報に要する費用の要求及び配分に関する資料の作成に関する事務

三 洪水予報及び水防管線の調査及び研究に関する事務

四 洪水予報用施設の維持及び管理に関する事務

五 前各号に掲げるもののほか、水防に関する事務

六 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づく防災計画、災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する事務その他の事務連絡及び調整に関する事務

5 施設管理係においては、次の事務をつかさどる。

一 堰、水門等河川管理施設の操作規則、操作要領の作成に関する事務

二 ダム及びその附帯施設の操作規則の作成に関する事務

三 許可工作物の操作規則の内容審査に関する事務

四 河川管理施設の総合的操作系统の開発、研究に関する事務

五 河川管理施設の維持、点検要領の作成に関する事務

六 河川管理施設の管理技術の調査、研究に関する事務

七 河川の現況の調査及び資料の収集整理に関する事務

(河川調整課の各係の所掌事務)

第10条の2 調整係においては、次の事務をつかさどる。

一 河川計画課の所掌にかかる事務のうち、ダム、河口堰、湖沼水位調節施設及び流況調整河川に関する工事の実施の全体計画に関する事務及びその事務に係る連絡調整に関する事務

二 水政課の所掌にかかる事務のうち、水利使用の許可及び認可並びに慣行水利権に関する技術的な調査及び審査に関する事務

三 課内他係の所掌に属しない事務

2 統計係においては、次の事務をつかさどる。

一 気象、雨量、水位、流量及び濁砂等の調査研究に関する事務

二 洪水時における水利調整に要する資料の収集に関する事務

三 河川環境整備事業に関する工事の実施の全体計画並びに調査の企画に関する事務及びその事務に係る連絡調整に関する事務

3 水質監視係においては、次の事務をつかさどる。

一 水質の資料の収集及び整理に関する事務

二 水質の調査、研究等水質の保全に関する事務

三 水質事故に係る連絡調整に関する事務

四 水質監視に係る実施の全体計画及び機器の維持修繕に関する事務

④ 水文観測業務規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、河川流域における降水量及び蒸発量、河川（湖沼を含む）の水位、水位流量、水質その他の水文現象に関する観測、報告等の手続きを定め、もつて総合的な河川計画の立案、河川工事の実施、河川の適正な維持その他の河川の管理に必要な水文資料の整備をはかることを目的とする。

(適用)

第2条 この規程は、建設省（北海道開発局を含む。以下第29条において同じ。）所管の「河川水理調査費」に基づき河川水理調査に適用する。

(定義)

第3条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 観測所

降水量、蒸発量、水位、水位流量、水質等の観測を定常的に継続して実施するための施設をいう。

二 降水量

ある定められた時刻間に降った水量を単位面積当りの深さで表わしたものをいう。

三 観音深

ある定められた時刻間に積つた雪の深さをいう。

四 蒸発量

ある定められた時刻間に空气中に放置した標準蒸発皿から蒸発する水の深さをいう。

五 水位

あらかじめ定められた基準面からの河川の水面の高さをいう。

六 最高水位

ある期間を通じての最高の水位をいう。

七 最低水位

1年を通じて95日はこれを下らない水位をいう。

八 平均水位

日平均流量の1年の総計を当年日数で除した流量をいう。

9 1年を通じて185日はこれを下らない水位をいう。

九 最低水位

1年を通じて275日はこれを下らない水位をいう。

十 起水位

1年を通じて355日はこれを下らない水位をいう。

十一 日平均水位

自記水位観測所においては毎時水位の総計を24で、普通水位観測所においては朝夕水位の総計を2で除した水位をいう。

十二 年平均水位

日平均水位の1年の総計を当年日数で除した水位をいう。

十三 平均最低水位

年平均水位以下の日平均水位を平均した水位をいう。

十四 最低水位

ある期間を通じての最低の水位をいう。

十五 流量

河川のある横断面を単位時間に通過する流水の量をいう。

十六 最大流量

ある期間を通じての最大の流量をいう。

十七 豊水流量

1年を通じて95日はこれを下らない流量をいう。

十八 平水流量

1年を通じて185日はこれを下らない流量をいう。

十九 低水流量

1年を通じて275日はこれを下らない流量をいう。

二十 溜水流量

1年を通じて355日はこれを下らない流量をいう。

二十一 日平均流量

自記水位観測所においては毎時水位に対応する流量の総計を24で、普通水位観測所においては朝夕水位に対応する流量の総計を2で除した流量をいう。

二十二 年平均流量

日平均流量の1年の総計を当年日数で除した流量をいう。

二十三 平均低水流量

年平均流量以下の日平均流量を平均した流量をいう。

二十四 最小流量

ある期間を通じての最小の流量をいう。

二十五 水質

河川流水の物理的、化学的及び生物学的諸性質をいう。

(単位及び最小位数のとり方)

第4条 この規程による観測及び報告に用いる単位及び最小位数のとり方は、次のとおりとする。

(事項)	(単位)	(最小位数)
気温	°C	1/10
降水量	mm	1/10
降水強度	mm/hr	1/10
積雪深	cm	1
蒸発量	mm	1/10
水位	m	1/100
流速	m/sec	1/100
断面積	m ²	1/100
流量	m ³ /sec	1/100
比流量	m ³ /sec/km ²	1/100
年流出高	mm	1/10
流域面積	km ²	1/10
水温	°C	1/10

2 水質の単位及び最小位数のとり方は、別に定める。

第2章 観測所の設置

(観測所の設置及び配置)

第5条 地方建設局長(北海道開発局長(北海道開発局長)以下第4章を除き同じ。)は、別に定める水文観測所設置要領により、観測所を設置するものとする。

2 観測所を設置する場合は、既設の観測所網を考慮して適切に配置しなければならない。

(観測所台帳の作成)

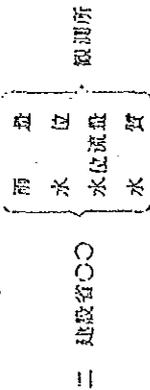
第6条 地方建設局長は、観測所を設置したときは、別表1に定める様式により観測所台帳を作成し、観測所の現況を常に正確に把握しておかなければならない。

2 観測所の廃止、移設、移設又は改設を行なったときは、観測所台帳に所定の事項を記入するほか、従前の台帳をお互に保存するものとする。

(観測所の要求)

第7条 観測所には、次の各号に掲げる事項を表示する標識をたてるものとする。

一 水系名、河川名



二 建設省〇〇

三 雨量観測所以外の観測所にあつては、河口又は合流点からの距離

四 標高(水位及び水位流量観測所にあつては零点高)

五 位置(都道府県、区都市、町村、大字及び字)

六 設置年月日

七 設置者名(地建名、事務所名等)

八 その他参考となる事項(水位及び水位流量観測所にあつては指定水位、標高水位、計画水位、雨量観測所にあつては緯度経度等)

(観測所記号)

第8条 この規程に基づいて雨量、水位及び水位流量を観測する観測所には観測所記号を付するものとする。

2 観測所記号は数字5字をもつて構成するものとし、第1字は別表2に定める所属地方建設局記号を、第2字及び第3字は同表に定める水系記号を用いるものとし、第4字及び第5字は観測所番号(同一の水系において雨量、水位、水位流量観測所ごとに上流より下流に向つて一連に付される番号をいう。)とする。ただし、観測所が廃止され、その附近に新たに設置された観測所が設置される場合において、廃止された観測所の観測資料が新たに設置された観測所で引き続き使用することができるものと認められるときに限り、廃止された観測所の観測所番号を新たに設置される観測所番号として使用することができる。

3 第1項の観測所記号は、変更してはならない。

第3章 観測

(観測の種類)

第9条 観測所において行つて行つる観測の種類は、次の各号に掲げる観測所につき、それ

それぞれ当該各号に定めるものとする。

ただし、雨量観測所にあつては、特に支障がないと認められる場合には、ハ以外を省略することができる。

一 雨量観測所

イ 観測時刻の天気

ロ 気温

ハ 降水皿

ニ 積雪深

ホ 蒸発皿

ヘ その他必要な種目

二 水位観測所

イ 水位

ロ その他必要な種目

三 水位流量観測所

イ 水位

ロ 流量

ハ その他必要な種目

四 水質観測所

イ 水質

ロ 水位

ハ 流量

ニ 水温

ホ その他必要な種目

(観測機械及び施設)

第10条 観測所に備えつける観測器械及び施設は、次の各号に掲げる観測所につき、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 雨量観測所

イ 百葉箱

ロ ガラス製浮状温度計

ハ ガラス製板付最高最低温度計

ニ 貯水型普通雨量計

ホ 自記雨量計

ハ 蒸発皿

ト 多量池においては、円筒型雨量計、自記雨量計、管尺又は積雪板

二 水位観測所

イ 水準点

ロ 普通水位標

ハ 自記水位計

三 水位流量観測所

イ 流速計

ロ 浮子

ハ 水準点

ニ 普通水位標

ホ 自記水位計

ヘ 水位勾配標

ト 敷断杭

チ 見送杭(皿水板付)

リ 浮子投下設備

四 水質観測所

イ 採水びん

ロ 採水器

ハ ガラス製浮状温度計

ニ pH計

ホ 比色計

ヘ 透視度計

ト その他

2 前項の観測器械で規定規格のあるものは、検定に合格したものを使用しなければならぬ。

3 第1項の観測器械及び施設は観測目的、観測方法等により、その一部を省略することができる。

(観測の方法)

第11条 観測の方法は、次の各号に掲げる観測の種目につき、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。その細目については、別に定める観測心得による。

一 気温

地表面上1メートルに設置された百葉箱内のガラス製棒状温度計及びびがラス製最高最低温度計による。

二 降水量

自記雨量計及び露場設置された普通雨量計による。ただし、多雷地において降雪がある場合は、円筒型雨量計によることができる。

三 積雪深

露場に設置された雪尺又は積雪板による。

四 水位

河川に設置された普通水位橋及び自記水位計による。

五 流量

流速計若しくは浮子の観測による流速に流水の流下断面積を乗じた値、又はダム越流量若しくは放流量によつて計算する。

六 水質

採水びん又は採水器により現地採水の上、別に定める現場試験及び室内試験による。

(観測時刻)

第12条 観測の時刻は次の各号に掲げる観測の種類につき、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 気温、降水量、積雪深及び蒸発量

毎日9時を定時とする。

二 水位

毎日6時及び18時を定時とする。ただし、積雪寒冷の度が特に甚だしい地方にあつては、一定期間に限り適宜変更することができる。

三 流量、水温及び水質

地方建設局管内の工事事務所(北海道開発局にあつては、開発建設部。以下同じ。)ことに第14条の規定に基づき水文観測業務計画によるものとする。

四 洪水時における降水量、水位及び流量

地方建設局ごとに別に定めるところにより臨時観測を行う。

(観測野帳の種類及び様式)

第13条 観測野帳の種類及び様式は、別表3に定めるとおりとする。

(水文観測業務計画)

第14条 地方建設局長は、この規定に基づき水文観測を総合的に実施するため、

工事事務所ごとに水文観測業務計画を作成しなければならない。

2 水文観測業務計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

一 各種観測所の見廻り監査の時期及び人員

二 各種観測所の年間観測予定

三 定常観測時の業務分担

四 臨時観測時の業務分担

五 その他必要な事項

(水文観測班の設置)

第15条 地方建設局長は、前条の水文観測業務計画を実施するため必要があると認めるときは、工事事務所ごとに水文観測班を組織することができる。

第4章 委託観測

(観測の委託)

第16条 地方建設局長(北海道開発局にあつては開発建設部長。以下本章において同じ。)は必要ある場合は、職員以外の者に降水量、水位等の観測を委託し、委託料を支給することができる。

(観測の副金等)

第17条 地方建設局長は、前条の規定により観測を委託し、委託料以外の者(以下「委託観測員」という。)に対して、委託し、委託料を支給するものとし、観測に従事した日から観測を終了した日まで、別に定める基準により、副金(臨時観測手当を含む。)を支給するものとする。

2 前項に定められたもののほか、地方建設局長は、委託観測員に対し観測成果等の郵送料、洪水時の観測船の運賃その他に要した運賃料、観測所の見廻りの際における委託観測員の立合料等を支給するものとする。

(委託観測員に委託し、委託料を支給する業務)

第18条 委託観測員に委託し、委託料を支給する業務は、第9条第1号ハ、第2号イ、第3号イ及び第4号ロに定める観測項目について、第10条第1号ニ及びホ、第2号ロ及びハ、第3号ニ及びホに定める観測器械及び施設により、第11条に定める観測の方法により定時又は臨時の観測を行ない、第20条に定めるところにより報告することとする。

(観測心得及び観測員心得)

第19条 地方建設局長は、観測心得及び観測員心得を作成し、この規程による水文観測業務に従事する者に交付しなければならない。

2 観測心得には次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 観測施設の使用方法
 - 二 観測器械の取扱ひ方法
 - 三 観測の実施に際しての必要な注意事項
 - 四 随時観測の基準
 - 五 その他必要な事項
- 3 観測員心得には次の各号に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 観測記録の取扱ひ方法及び報告
 - 二 観測員の新任、辞任又は代理の場合の手續
 - 三 物件の保管及び引継ぎ
 - 四 その他必要な事項

第 5 章 報告及び報告の保管

(委託観測員の報告)

第 20 条 地方建設局長は、委託観測員をして次の各号に掲げる観測の成果をそれぞれ当該各号に定める期日までに所管する工事事務所に報告させるものとする。

- 一 雨量観測野帳 翌月 10 日
- 二 自記雨量計の自記記録紙 翌月 10 日 (長期巻の場合は 4 ヶ月目の 10 日)
- 三 水位観測野帳 翌月 10 日
- 四 自記水位計の自記記録紙 翌月 10 日 (長期巻の場合は 4 ヶ月目の 10 日)
- 五 随時観測の成果 地方建設局ごとに別に定める期日 (工事事務所長の報告)

(工事事務所長の報告)

第 21 条 工事事務所長は、所管する観測所について、前条の報告及び第 14 条の水文観測業務計画に基づき観測の成果を監査し、及び整理するとともに、別表 4 に定める様式にしたがつて、次の各号に掲げる観測成果をそれぞれ当該各号に定める日までに地方建設局長に報告しなければならない。ただし、時刻水位野帳にかえて、さん孔チーブを使用する場合には、3 ヶ月分の成果を翌月 10 日逐に報告しなければならない。

- 一 時間雨量月表 翌月 20 日
- 二 日雨量年表 翌年 4 月末
- 三 時刻水位旬表 翌月 20 日
- 四 日水位年表 翌年 4 月末
- 五 日水位年図 翌年 4 月末
- 六 位況計算表 翌年 4 月末
- 七 観測流量表 翌年 4 月末
- 八 日一 \sqrt{Q} 年図 翌年 4 月末
- 九 水位流量曲線図 翌年 4 月末
- 十 水位流量計算書 (その I) 翌年 4 月末
- 十一 水位流量曲線計算書 (その II) 翌年 4 月末
- 十二 水位流量表 翌年 4 月末
- 十三 時刻流量旬表 翌年 4 月末
- 十四 日流量年表 (作者) 翌年 4 月末
- 十五 日流量年図 (作者) 翌年 4 月末
- 十六 流量計算書 翌年 4 月末

第7章 観測所の維持及び管理

(観測所の維持及び管理)

第26条 地方建設局長は、この規程による観測による観測が適切に行なわれるよう、観測所、観測器械及び観測施設の維持及び管理に努めなければならない。

(観測所の保全)

第27条 地方建設局長は、水位及び水位流量観測所の上下流一定の区域について河川の現状を保全するよう努めなければならない。

(観測所が被災したときの処置)

第28条 工事事務所長は、観測所が被災したとき、又は観測器械、観測施設の故障があつたときは、速やかに必要な措置を講じなければならない。

2 地方建設局長は、観測所が豪雨もしくは洪水等により被災したときは、工事事務所長の報告に基づいて、観測所被災報告を作成し、被災後15日以内に河川局長にこれを提出しなければならない。

3 観測所被災報告は別表6により作成し被災状況写真及び災害復旧設計画を添付するものとする。

第8章 雑則

(この規定の準用)

第29条 この規程は、建設省所管の「河川事業調査費」等に関連する水文調査に準用する。

(実施細則の制定)

第30条 地方建設局長は、特に必要があると認めるときは、この規程の実施について細則を定めることができる。

別表1 観測所台帳様式等

別表2 観測所記号

別表3 観測野帳の種類等

別表4 工事事務所の報告様式等

別表5 見廻り報告書の種類等

別表6 観測所被災報告様式

翌年 4月末

2 前項の報告に係る水位流量の計算方法については、別に定めるところによる。(地方建設局長の報告)

第22条 地方建設局長は、前条第1項各号に掲げる報告を監査し、及び整理するとともに、前年の観測成果のうち別表4の2・3・7・8・10・11・14・15・21・23、及び24に定める観測成果を翌年5月までに本省河川局長に提出しなければならない。ただし、別表4の3の時刻水位句致にかえてさん孔サーブを使用する場合には、同表の3(時刻水位句致)及び14(日流量年表)をばぶくことができる。

(報告の保管)

第23条 地方建設局長又は工事事務所長は、別表1及び3から5までの観測所台帳及び報告をそれぞれ当該各表に定めるところにより永久保存しなければならない。ただし、別に定める「水文資料マイクロフィルム整理方法」によりマイクロフィルムに転写保存する場合には、これにかえることができる。

第6章 指針及び監査

(観測の監査)

第24条 地方建設局長は、少なくとも年1回管内の観測業務、観測成果等の監査を行うものとする。

2 地方建設局長は、必要があると認めるときは、観測業務についての技術指導をおこなわなければならない。

(観測所の監査)

第25条 工事事務所長は、別表5に定める見廻り報告書により、少なくとも年1回観測所の整備及び観測の状況を監査するとともに、観測の正誤を期するため、必要措置をとらなければならない。

○関東地方建設局水文観測業務細則

昭和47年4月1日
建規第8号

関東地方建設局水文観測業務細則を次のように定める。

目次

- 第1条 目的
- 第2条 適用及び準用の範囲
- 第3条 観測所の設置及び廃止
- 第4条 観測所台帳の作成
- 第5条 観測所の標示
- 第6条 観測所記号
- 第7条 水文観測業務計画
- 第8条 水文観測班の設置
- 第9条 流量観測の管理図作成
- 第10条 観測の委嘱
- 第11条 観測員手当の改定
- 第12条 臨時観測の報告
- 第13条 観測所の保全
- 第14条 観測所が被災した時の処置

附則

(目的)

第1条 この細則は、水文観測業務規程(昭和41年6月1日付け建設省発河第76号、以下「規程」という。)第30条の規定に基づき、関東地方建設局(以下「局」という。)の水文観測業務を遂行するために必要な事項を定め、もつて業務の適正な処理を行なうことを目的とする。

(適用及び準用の範囲)

第2条 この細則は、河川調査費をもつて実施する水文調査業務に適用するほか、その他の費目をもつて実施する水文調査についても準用する。

(観測所の設置及び廃止)

第3条 事務所長(管理所長を含む。以下同じ。)は、観測所を設置、変更又は廃止しようとする場合は、あらかじめ様式-1~8により局長の承認を得なければならない。ただし、第4条第1項のただし書の観測所については、あらかじめ局の河川管理課長に協議すれば足りるものとする。

2 事務所長は前項の工事が完了した場合は局長の承認を受けた観測所に限り、すみやかに様式-4~6により局長に報告しなければならない。ただし、雨量観測所にあつては、すべて気象業務法に基づく届けを局長に提出するものとする。

(観測所台帳の作成)

第4条 事務所長は、規程第6条に定める観測所台帳を正副各1部を作成し、副を局長に提出し、正は事務所長が保管するものとする。ただし、次の各号の一に該当するものは、特別の場合を除き、副の作成を省略することができるものとする。

- 一 10年未満の観測を行なう臨時観測
 - 二 年間を通して毎日観測の必要のない季節的な水位観測
- 2 前項ただし書の観測所については、事務所長は、あらかじめ局の河川管理課長に協議して決定するものとする。

(観測所の標示)

第5条 規程第7条に定める観測所の標識は、様式-8の規格によるものとする。ただし、設置済みのものについては、この限りでない。

(観測所記号)

第6条 規程第8条により、観測所に記号を付する場合は、第4条第1項のただし書以外の観測所を対象とし、費目別とせず水系ごとの一連番号を付するものとする。(水文観測業務計画)

第7条 事務所長は、規程第14条に基づき原則として水文観測業務計画書を作成し、毎年4月末日までに局長の承認を受けなければならない。(水文観測班の設置)

第8条 事務所長は、原則として水文観測班を組織するものとし、その構成人員及び装備の標準は、次のとおりとする。

組 織	職 名	員 数	備 考
観測班長	技 官	1名	
班 員	技官又は事務官	4名	
〃	運 転 手	1名	
自 動 車		1名	

(流量観測の管理図作成)

第9条 事務所長は、観測所ごとに様式-9の流量観測管理図を作成し、流量観測の年間計画回改、内容及び精度を管理しなければならない。

(観測の委嘱)

第10条 事務所長は、規程第16条により観測員の委嘱又は委嘱の解除を行なおうとする場合は、河川水理調査費をもつてする観測所(以下「水理調査観測所」という。)にあつては様式-10~13により局長に上申するものとしその他の費目の観測所にあつては事務所長が決定するものとする。

2 局長及び事務所長は、前項の上申を受けた場合は様式-14、15の通知書をすみやかに交付しなければならない。

(観測員手当の改定)

第11条 前条により委嘱した観測員の手当を改定又は変更しようとする場合は、別に定める基準によるものとし、その場合においては、改定又は変更後の手当を様式-16により事務所長が観測員に通知するものとする。

(臨時観測の報告)

第12条 事務所長は、出水時に、水理調査観測所において雨量、水位及び流量の臨時観測(前3時間の雨量が20ミリを越えた場合、又は河川の水位が通報水位に達した場合に開始する観測をいう。)を実施した場合は様式-17~20により局長に実施報告をしなければならない。

(観測所の保全)

第13条 事務所長は、規程第27条により水位及び水位流量観測所付近の河況の変化を生じないように次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 観測所の上下流で必要な区間は、原則として砂利等の河川生産物の採取を禁止すること。指定区間の観測所については観測所の保全に留意するように管理者に依頼すること。
- 二 観測所付近の橋梁及び河川工作物等の新設及び改修等の工事に伴い観測不能な事態が生じないように管理者と事前に協議し観測に支障を及ぼさないようにすること。

(観測所が被災したときの処置)

第14条 事務所長は、第4条第1項本文に規定する観測所が被災したときは観測所被災報告(規定の別表6による)を作成し、被災後10日以内に局長に報告しなければならない。

附 則

この細則は、昭和47年4月1日から施行する。

(2) 洪水対策業務

① 関東地方建設局洪水対策規程

昭和37年4月25日
建設規程第9号

〔沿革〕 昭和37年建設規程第18号、40年第12号、43年第19号、50年
第9号、52年第1号、53年第3号、54年第1号、55年第1号、56
年第3号、57年第7号、59年第9号、60年第11号、61年第3号改正

(目的)

第1条 この規程は、洪水または高潮に際して、水象及び気象状況を把握し、洪水予報、水防警報及び洪水調節等を実施するとともに、管内直轄事業に對する適切な処置を行うため、洪水対策組織をおき、業務を円滑に処理することを目的とする。

(組織)

第2条 前条の目的を達成するため、関東地方建設局(本局)に関東地方建設局洪水対策本部(以下「本部」という。)をおき、別表に定める工事事務所、ダム統合管理事務所及びダム管理所(以下「事務所」という。)に関東地方建設局洪水対策支部(以下「支部」という。)をおく。

2. 本部長は局長をもって、支部長は事務所長をもってする。

(洪水対策業務)

第3条 本部は次に掲げる業務を所掌する。

- (1) 水防法第10条第2項に基づく洪水予報
 - (2) 第6条及び第7条で定める指令及び情報等
 - (3) その他洪水対策業務の総括及び本部長が定める業務
2. 支部は次に掲げる業務を所掌する。
- (1) 水防法第10条の4第1項に基づく水防警報
 - (2) ダム洪水調節
 - (3) 本部が発表する洪水予報の伝達

(4) 直轄事業の防災対策

(5) 高水観測及び通報

(6) 第8条で定める報告及び支部長が定める業務

(本部規程及び支部規程)

第4条 本部及び支部はこの規程に基づいて、洪水対策本部規程及び洪水対策支部規程を定めなければならない。

2. 前項の規程には次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 総則

(2) 組織及び所掌業務

(3) 体制区分

(4) その他必要な事項

3. 支部規程を定められた場合には、本部長に報告しなければならない。

(洪水対策計画)

第5条 本部及び支部は、第3条に掲げる業務を行うため、洪水対策基本計画及び毎年度はじめに洪水対策年度計画を定めて、業務運営の円滑化を図らなければならない。

2. 基本計画とは、第3条各号の実施に關する基本的計画を定めたとのをいう。

3. 年度計画とは、第3条各号の実施に關する計画のうち、毎年度変更を必要とする事項であつて、次の各号に掲げる内容について定める。

- (1) 本部及び支部運営要領
- (2) 当該年度水防用河川状況説明書
- (3) 道路災害対策計画
- (4) 通信に關する事項
- (5) その他必要と認める事項

4. 支部長は、第1項に基づき定められた洪水対策計画を毎年5月末日までに本部長に報告するものとする。

(指令等及び報告)

第6条 本部長は、次の各号に該当する事項について建設本省に報告しなければならぬ。

- (1) 予かじめ定められた観測所の高水観測通報
- (2) 本部及び支部が、洪水予報あるいは水防警報を発したとき。
- (3) 直轄事業に重大な被害を受けたとき。
- (4) その他洪水対策上重要な事項

第7条 本部長は、次の各号に該当する場合には支部長に指令または通知しなければならぬ。

- (1) 本部が洪水対策の体制に入ったとき。
- (2) 支部から重大な被害報告を受けたとき。
- (3) 管内における高水状況
- (4) その他洪水対策上重要な事項

第8条 支部長は、次の各号に該当する場合には、本部長に報告しなければならぬ。

- (1) 支部が第3条第2項の水防警報を発したとき。
- (2) 被害状況
- (3) 警報水位を越えた高水または本部長が指定した高水に関する速報
- (4) その他洪水対策上重要な事項

(洪水対策業務の優先)

第9条 洪水対策に関する業務は一般業務に優先して行われなければならない。

2. 洪水対策に関する通信、情報及び機動力の確保は優先して行われなければならない。

附 則

この規程は、昭和61年3月20日から適用する。

別 表

別	表	事 務 所 名	位 置
利根川上流	工事事務所	埼玉県北葛郡栗橋町大字栗橋3387	
利根川下流	"	千葉県佐原市佐原イ4,149	
霞ヶ浦	"	茨城県行方郡潮来町潮来3,510	
霞ヶ浦導水	工事事務所	茨城県土浦市下高森2-1-3	
江戸川	"	千葉県野田市富崎134	
渡良瀬川	"	栃木県足利市道5丁目2815	
下 館	"	茨城県下館市中館100	
荒川上流	"	埼玉県川越市新宿町3丁目12	
荒川下流	"	東京都北区志茂5丁目4206	
京 浜	"	神奈川県横浜市長見区鶴見中央2-18-1	
常 陸	"	茨城県常陸太田市木崎1町70001	
高 崎	"	群馬県高崎市高松町39	
甲 府	"	山梨県甲府市緑丘1の1001	
利根川ダム	統合管理事務所	群馬県前橋市元総社町59301	
荒瀬川ダム	統合管理事務所	栃木県宇都宮市平出工業団地14-3	
二 瀬	ダム管理	埼玉県秩父郡大滝村大字大滝3,87501	
品 木	ダム水質管理	群馬県吾妻郡草津町大字草津60401	
利根川水系	砂防工事事務所	群馬県渋川市12101	
日光	砂防工事事務所	栃木県日光市萩原面2,390	
富士川	砂防	山梨県甲府市富士見2の12016	
八ッ場	ダム工事事務所	群馬県渋川市金井1242-1	
碓氷川	ダム工事事務所	栃木県塩谷郡藤原町大字川治22	
宮ヶ瀬	ダム工事事務所	神奈川県厚木市忍名66	
東京圏	道工事事務所	東京都千代田区大手町1の303	

高水観測通報規程

(昭和37年4月27日)
[延 閣 規 第 8 号]

(改 正) 昭和39年建設規程第2号, 43年第5号, 44年第3号, 45年第2号, 50年第10号, 52年第2号, 53年第5号, 54年第2号, 55年第2号, 56年第4号, 59年第10号, 60年第13号, 61年第4号改正

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規程は、関東地方建設局(以下「本局」という。)が高水の
際に、洪水予報、水防警報その他の防災措置をとるために必要なる
量、水位、流速等の観測結果を迅速かつ正確に把握することを目的
とする。

(高水観測通報及びこれに関する通報の定義)

第 2 条 この規程で高水観測通報(以下「観測通報」という。)とは次条
で指定する観測所(以下「観測所」という。)が観測結果を、工事
々務所、ダム統合管理事務所及びダム管理所を経由し、もしくは直
接本局に通報することをいう。

2. この規程で観測通報に関する通報とは、観測通報に因して、観測
所が事務所を経由して本局に通報する故障報等、及び本局は事務所
を経由して観測所に通報する指示報、照会報等をいう。

(観測所の指定)

第 3 条 観測通報を行う観測所は、別表(1)のとおりとする。

なお、この中ででテレメーター化されている観測所は別表(2)のと
りとする。

2. 前項の観測所が観測通報に支障を生じた場合又は防災対策のため
特に必要と認められる場合には、前項以外のものを臨時に指定する
ことがある。

相 武 國 道	東京都八王子市大和田町4-3-13
首 都 國 道	千葉県松戸市竹夕花86
川 崎 國 道	神奈川県川崎市高津区梶ヶ谷2-3-3
横 浜 國 道	神奈川県横浜市神奈川区三ツ沢西町13-2
大 宮 國 道	埼玉県大宮市吉野町1丁目435
北 首 都 國 道	埼玉県草加市花栗町855
千 葉 國 道	千葉県千葉市天台町168
宇 都 宮 國 道	栃木県宇都宮市平松町504
長 野 國 道	長野県長野市鶴賀字中堰145
東 京 湾 岸 道 路 調 査 事 務 所	千葉県船橋市浜町2丁目5-2
関 東 技 術 事 務 所	千葉県松戸市初富飛池7-1

第 2 章 観測通報及びこれに関する通報の種類、実施要領ならびに準備

- (種類)
- 第 4 条 観測通報及びこれに関する通報は、大別して次の3種とする。
- 一 雨量観測通報(雨量等の観測結果の通報)及びこれに関する通報。
 - 二 水位観測通報(水位、潮位等の観測結果の通報)及びこれに関する通報。
 - 三 流量観測通報(流入量、流出量等の観測結果の通報)及びこれに関する通報。

2. 観測通報の種類の詳細及びその条件、通報時刻、通報式等は、別に定める「雨量観測通報実施要領」及び「水位観測通報実施要領」のとおりとする。

3. 前項について、ダム統合管理事務所及びダム管理所に関するものは、河川局長通達(昭和38年7月10日付建初発第325号)によるものとする。

(実施要領)

第 5 条 観測通報及びこれに関する通報の円滑な実施をはかるため別に「雨量観測通報実施要領」及び「水位観測通報実施要領」を定めて、観測通報及びこれに関する通報に従事する職員(通信員委託観測員を含む。以下「通報員」という。)に実施を熟知させるものとする。

(準備)

- 第 6 条 本局又は事務所は、毎年出水期前に観測所を調査して、観測及び通報の整備をはかるものとする。
2. 事務所は、毎年出水期前に、通報員を集めて教習を行い、または観測所毎に現地指導を行うものとする。
3. 本局及び事務所は、毎年出水期前に、観測通報の演習を行うものとする。

とする。

第 7 条 通報員は、それぞれの任務について準備に努めるとともに関係者との連絡を密にして、不時の出水に備えなければならぬ。

2. 通報員は、その予備員を定めて熟練させる等、観測通報に支障がないようによく用意しなければならぬ。

第 3 章 通報及び通信

(通信系統及び通信方法)

第 8 条 観測通報及びこれに関する通報の通報系統及び通信方法は、別表(2)のとおりとする。

2. 観測所から事務所までの通報系統及び通信方法は、第15条の規定によるものとする。

(通報に故障が生じた場合の処理)

第 9 条 観測所又は事務所は、前条の規程による通報系統及び通信方法に故障が生じた場合には、他の通報経路又は、通信方法を講じて、事務所又は本局への通報の完遂に努めなければならぬ。

2. 通報員は、観測、通報又は通信に著しい故障が生じた場合、もしくは生ずるおそれがある場合には、直ちに報告するとともに、応急対策について進言し、または指示を求めなければならぬ。

(通報が重複する場合の処理)

第 10 条 観測所は、観測通報と同じ内容の通報を、他の規定、協定等に基づいて合わせ行い場合には、観測通報を優先して行いものとし、また、内容及び優先が観測通報と重複するものは通報しなきてよいものとする。(ただし、指示報又は照会報を受けた場合はこの限りでない。)

(通信の優先)

第 11 条 観測通報の通信は、一般業務の通信に優先して行われなければならない。

ない。

- 2. 本局及び事務所は、観測通報の通信を確保するため、必要に応じ一般業務通信の制限措置をしなければならぬ。

第 4 章 費 用

(費用の負担)

- 第 1 2 条 事務所経由の観測通報に必要な費用は、原則としては事務所が負担する。

(委託観測員が行う観測通報の費用支払手続)

- 第 1 3 条 本局及び事務所は、委託観測員が行う観測通報の通信料金については、でき得るかぎり受信人払い後払い等の方法をとるよう努めなければならない。

- 第 1 4 条 委託観測員が臨時観測を行った場合の費用支払いは、昭和 3 2 年 1 2 月 1 8 日付、建国会第 6 7 4 号(「雨重等観測員手当請求書の省略について」)による。

- 2. 委託観測員は通信料金の立替をした場合には、「通信料金請求書」(別表(4))を観測所を管理する事務所まで 3 部送付する。

- 3. 前項について、本局が費用を負担するものについては、事務所は委託観測員から送付された請求書各 2 部を本局に送付する。

第 5 章 事務所の高水観測通報規程その他

(事務所の高水観測通報規程)

- 第 1 5 条 事務所は、この規程によるほか、事務所が必要とする事項について規定するため、事務所の高水観測通報規程及びこれに基づき実施要領、通報系統、通信方法等(以下「事務所の観測通報規程等」という。)を定めることができる。

- 2. 前項について、事務所は、第 3 条で指定した観測所のほか、事務

所が必要とする観測所を合せて指定することができる。

- 3. 事務所は、支障のない場合には、この規程等の代わりに、事務所の観測通報規程等を通報員に示すことができる。

- 4. 事務所の観測通報規程等は、この規程による観測通報の円滑な実施を妨げるものであってはならない。

(観測通報に關連する規程及び協定の制限)

- 第 1 6 条 事務所又は観測所は、観測通報に關連する事項について規定し、

又は他の機関と協定等をする場合にば、この規程との間にそごを生じないようにしなければならない。

(本局から事務所への通報)

- 第 1 7 条 本局は、入手した観測通報またはこれらを時刻別に整理一括した突况報告を、必要と認める事務所に通報するものとする。

附 則

この規程は、昭和 6 1 年 3 月 2 0 日から適用する。

18

別表(1)
(その1) 雨量

流域	流域	雨量観測所	標高m	位置			観測施設	通報担当事務所	記事
				北緯	東経	所在地			
利根川	川	たからがわ	735	36° 50' 38"	139° 03' 04"	群馬県利根郡水上町大字藤原	テレメーター	本局受信	
"	"	ふじわら	667	36° 48' 16"	139° 02' 22"	群馬県利根郡水上町大字夜越字洞水(ダム管理支所)	"	"	
"	"	湯原	500	36° 45' 54"	138° 58' 24"	群馬県利根郡水上町大字藤原(水上小学校)	"	"	
"	"	沼田	316	36° 38' 12"	139° 02' 03"	群馬県沼田市湯原町3594(建設省調査支所)	"	"	

(その2) 水位

河川	水位観測所	標高m	位置			観測施設	通報担当事務所	指定水位(m)	警戒水位(m)	計画水位(m)
			岸別	岸線(km)	所在地					
利根川	岩水	227.398	右	河口から2.3	群馬県沼田市岩水町字田幸	テレメーター	2.50	2.50		
"	下箱田	144.847	左	河口から2.1	群馬県多田郡化野村下箱田	"	3.00	3.50		
"	上箱田	62.890	右	河口から1.9	群馬県佐波郡浜村町上箱田	"	2.50	2.50	8.88	
吾妻川	村上	255.00	左	利根川合流点から1.0	群馬県北群馬郡小野上村村上	"	3.50	4.00		

(その3) 流量

河川	流量観測所	位置			観測施設	貯水水位		洪水調節計画		施設管理事務所
		岸線(km)	所在地	観測施設		低水位(m)	高水位(m)	流入量(m³/sec)	放流量(m³/sec)	
利根川	矢水沢	河口から289.5	群馬県利根郡水上町大字藤原	白記	EL 796.50	EL 854.50	900	600	水資源公社佐波川ダム管理所	
"	湯原	河口から267.0	群馬県利根郡水上町大字夜越	"	EL 624.00	EL 654.00	1,270	670	利根川ダム総合管理事務所	
"	相模	利根川合流点から10.8	群馬県利根郡湯原村大字相模	"	EL 535.00	EL 565.00	650	320	"	
"	片品川	利根川合流点から17.1	群馬県利根郡利根村大字南原	"	EL 543.50	EL 565.00	2,350	800	"	

雨量観測通報実施要領

[昭和37年5月]

1. 雨量観測通報

本要領の雨量観測通報とは、別表(1)の雨量観測所が雨量観測の結果を、洪水対策の資料とするために、関東地方建設局の工事事務所、ダム統合管理事務所、及びダム管理所(以下「事務所」という。)を通じて本局に電話で知らせる通報のことを云う。

したがって雨量観測通報の発信者は雨量観測所であり、直接の送信先は事務所であって、専用線がない所ではよりの振局から電話で通報する。

但し、観測所から直接本局に送信することもある。

2. 通報の開始

雨量観測通報を開始するのは、次の二つの場合である。

(1) 本局または事務所から雨量観測通報開始指示報を受けた場合に、その中に示される日時から開始する。

(2) 前3時間雨量が20ミリを越えた場合は自動的に開始する。

3. 雨量観測通報の種類

雨量観測報には次の種類がある。

(1) 「1時間雨量」通報

(2) 「24時間雨量」通報

(3) 「総雨量」通報

4. 通報の停止

雨量観測通報を停止するのは、次の二つの場合である。

(1) 本局または事務所から雨量観測通報停止指示報を受けた場合に、その中に示される日時まで行ったのを停止する。

(2) 雨が止み、そのまま3時間経過した場合に停止する。

(注意) 停止後、雨が止んでから6時間経過したら総雨量観測通報を発売する。雨が止んでから6時間以内に降雨があった場合には

別表(2) 通報系統及び通信方法

種別	通報担当 事務所	観測所		通信		施設管理 事務所
		名称	所在地	基本系	予備系	
雨量	本局受償	宝川	利根川ダム統合管理事務所	本局	専用本局 加入	利根川ダム統合管理事務所
"	"	藤原	"	"	"	"
"	"	湯原	"	"	"	"
"	"	沼田	"	"	"	"
"	"	鎌川	"	"	"	"
"	"	石桑	"	"	"	"

別表(3)

テレメーター施設一覧表

○は局に接続
※は洪水予報装置設置のもの

施設管理事務所	局名称	系統	方式	数値 単位	種別	備	要
利根川ダム統合管理事務所	宝川	藤原	標準	33	雨	飛	○
"	藤原	"	"	33	"	"	○
"	沼田	"	"	41	"	"	※○
"	沼田	赤城	"	52	"	"	○
"	中之条	"	"	40	"	"	※○
"	草津	"	"	33	"	"	※○
"	石桑	"	"	35	"	"	※○

水位観測通報実施要領

〔昭和37年5月〕

1. 水位観測通報

本要領では、水位観測通報とは、別表(1)の水位観測所が水位観測の結果を、洪水対策の資料とするために、関東地方建設局の事務所を通じて本局に電話で知らせる通報のことを云う。但し観測所から直接本局に通知することもある。

2. 通報の開始及び停止

水位観測通報は、通報水位に達した後の正時から開始する。そして通報水位にもどった時、または指示を受けた日時に停止する。

3. 水位観測通報の種類

水位観測通報には次の種類がある。

- (1) 「毎時水位」通報
- (2) 「平時水位」通報
- (3) 「警戒水位」通報
- (4) 「超高水位」通報
- (5) 「最高水位」通報

4. 「毎時水位」通報

これは毎正時の水位を通報するものである。

5. 「平時水位」通報

これは増水前の水位を通報するものである。自記水位標のある観測所は、その記録により、または普通水位標のみの観測所は朝夕の記録により通報に達した時刻前24時間内の「最低水位」を知らせます。この通報は通報水位に達した時、「毎時水位」通報の第1報と同時に発するものである。

6. 「警戒水位」通報

これは警戒水位に達した時、直ちに通報するものである。警戒水位に達すると水防団や消防団が出動することになっているので、この通報は早く知らせる必要がある。

通報を再開する。

5. 雨量観測通報開始指示報

雨量観測通報開始指示報とは、大雨のふれがある場合に本局あるいは事務所から雨量観測所に通報の開始を指示するものである。

6. 「1時間雨量」通報

1時間雨量通報とは、毎正時に前1時間雨量観測結果を知らせる通報である。

7. 「24時間雨量」通報

24時間雨量通報とは、9時(日雨量観測定時)における前24時間雨量を知らせる通報である。

(注意) 24時間観測通報は、次の場合に発する。

- (1) 雨量観測通報開始の際にその前の9時のもの。
- (2) 雨量観測通報停止後の9時のもの。

8. 「総雨量」通報

総雨量通報とは、雨の降り始めから、降り終りまでの総雨量を知らせる通報である。

(注意) 総雨量の決定については6時間以上雨が止んでいる場合には、その前後の雨を別々の雨とみなして降り始め、降り終りと総雨量を決定する。

9. 雨量観測通報停止指示報

雨量観測通報停止指示報とは、大雨の危険が去ったと予想される場合に、本局あるいは事務所から雨量観測所に対して雨量観測通報の停止日時を指示するものである。

10. 雨量観測通報照会報

雨量観測通報照会報とは、雨量観測通報が未着または不明の場合に、本局あるいは事務所から雨量観測所に対して照会するものである。

(注意) 照会報を受けたら、直ちに回答して下さい。

なお、この取扱いは、昭和61年3月20日から適用する。

〔参考資料〕

多目的ダムにおける洪水調節に関する報告について

昭和38年7月10日
建河発第325号河川局長通達

主管下の多目的ダム（洪水調節の目的を含むもの）においてダム操作規則に基づいて洪水調節を実施した場合には、その状況を別紙要領により洪水調節速報、洪水調節報告及び洪水被害報告として、当局開発課長あて報告するよう取り計らわれない。

なお、昭和29年9月17日付け建河発第410号「出水時における多目的堰渠管理状況の速報について」及び昭和30年7月25日付け開発課長発「洪水調節報告について」は廃止する。

別紙要領1

洪水調節速報

洪水調節を開始した時及び洪水調節を終了したときは、ただちに下記の事項を電報または電話によって報告すること。

1. 洪水調節を開始したとき

事項	項目	電報を用いるときの略号	単位
ダム	ダム名	-	-
洪水調節を開始した時刻	時刻	-	日時分
流入量	量	リ	m ³ /S
貯水量	水位	ス	m
累加雨量	雨量	ア	mm

7. 「超高水位」通報
これは計画高水位を越えた場合、30分毎（正時、正30分）に観測して通報するものである。「超高水位」通報を発する時には「毎時水位」通報は不要である。

8. 「最高水位」通報
これは最高水位とその起った時刻を通報するものである。最高水位の山が何回も起り、いずれも警戒水位以上の場合はその毎毎に通報する。

9. 水位観測通報指示報
これは本局あるいは事務所が水位観測所に対して、水位観測通報の停止日時等を指示するものである。

（注意）通報は停止しても、毎時観測は指定水位に下るまで継続する。
10. 水位観測通報照会報
これは水位観測通報が未着、不明、疑問等の場合に、本局あるいは事務所から水位観測所に対して問い合わせるものである。

（注意）照会報を受けた時は、通報記録と観測記録を調べて（限りがあったら訂正の上）再通報する。

なお、この取扱いは、昭和61年3月20日から適用する。

2. 洪水調節を終了したとき

事	項	電報を用いるときの略号	単	位
最大流入量の発生した時刻	名	—	日	時分
洪水調節を終了した時刻	—	—	日	時分
最大流入量	リ	リ	m ³ /S	
最大放流量	ホ	ホ	m ³ /S	
最高貯水量	ス	ス	m	
総雨量	ア	ア	mm	

【例】

原文：〇〇ダムにおいて14日13時30分に流入量が最大に達した。
洪水調節の結果、最大流入量300m³/Sに対し最大放流量は
180m³/Sであり、最高貯水量は173mとなった。総雨量は
150mmであった。

電文：〇〇J一四と一三・三〇Jリ三〇〇Jホ一八〇Jス一七三Jア一
五〇J

別紙要領2

洪水調節報告

洪水調節終了後3日以内に下記により報告書を作成して提出すること。

1. 総括表
- 様式1により、貯水池諸元及び洪水調節実績を記入すること。
2. 気象状況
- (1) 洪水の原因となった気象特に降雨の状況について概要を説明すること。
必要に応じて、天気図及び等雨量線図を添付すること。
- (2) 洪水調節計画をたてるための基礎資料とした降雨に関する予報、注意報、
警報等の発令日時及びその内容を列記すること。
- (3) 洪水調節図
- 様式2を参考にして、次の事項を記入すること。

記号	事	項	記入方法
イ	時間	雨量	青ハツチ棒グラフ
ロ	貯水	水位	黒線
ハ	流入	雨量	青線
ニ	放流	雨量	赤線
ホ	全放流止（発電使用水量等を含む）	推定流量	赤線
ヘ	下流基準地点	推定流量	赤線
ト	下流基準地点	実績流量	黄線
			黄線

4. ダート開度及び放流量表

様式3により、各ダートの時間ごとの開度及び放流量を記入すること。

5. その他

- (1) 洪水警報発令時における職員配置及び活動状況。
- (2) 関係機関への通知及び一般に対する警報の状況。
- (3) その他特記事項。

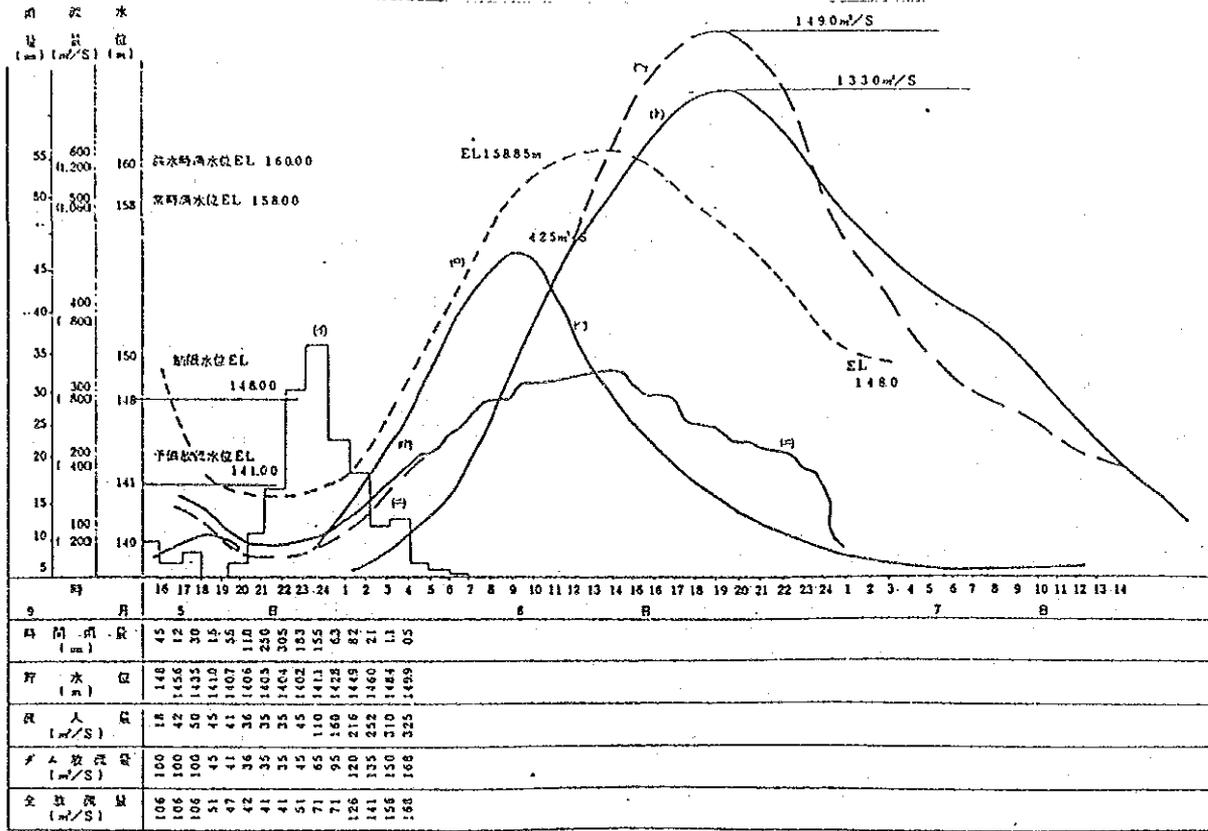
様式 1 ~ 2 総括表 (洪水調節実績)

様式 1 ~ 1. 総括表 (貯水池諸元)

河川名	〇〇川水系	〇〇川
ダム名	〇〇ダム	
集水面積		km ²
洪水時満水位	E.L.	m
常時満水位	〇月〇日~〇月〇日	E.L. m
制限水位	〇月〇日~〇月〇日	E.L. m
総貯水量		m ³
有効貯水量		m ³
洪水調節容量		m ³
サーチャージ容量		m ³
制限水位容量		m ³
予備放流容量		m ³
洪水調節方式		m ³ /S
洪水調節開始流量		m ³ /S
計画最大流入量		m ³ /S
計画最大放流量		m ³ /S
基準雨量観測所名		
下流洪水調節基準地点名		

区分	事	項目	単位	計	面	実績
降	総	雨量	mm			
	最多	日雨量	mm			
	最多	1時間雨量	mm			
	流域	平均総雨量	mm			
	流域	内降雨総量	千m ³			
洪水前の状況	予備	放流前水位	m			
	予備	放流総量	千m ³			
	洪水	調節開始時水位	m			
洪水	総	流出量	千m ³			
	流出	率	%			
	最大	流入量	m ³ /S			
洪水調節	最大	放流量	m ³ /S			
	調節	節	量	m ³ /S		
	調節	節	率	%		
	最大	流入時放流量	m ³ /S			
	最大	高水位	m			
	調節	節	総量	千m ³		
基準地点の状況	調節	しなかつた場合の推定最大流量	m ³ /S			
	実績	最大流量	m ³ /S			
	調節	節	効果額	千円		

様式 2



様式 3

ゲート開度及び放流量表

時刻 (日・時)	貯水位 (m)	コンジツトゲート貯水(放流)		ゲート開度 (m)		放流量 (m³/S)	発電機用水 (m³/S)	合計放流量 (m³/S)	備考
		1号	2号	1号	2号				
1・1									
・2									
・3									
・4									

④ クレートゲートを開放して自由越流させた場合は、断面の右所に④と記入すること。

別紙要領

洪水被害状況報告

洪水によりダム下流河川または隣接河川に災害をうけた場合には、洪水後15日以内に次の資料を作成して提出すること。
 洪水調節の効果判定する資料となるように、ダム所在河川及び隣接河川の災害箇所(河川×, 道路○, 橋梁△)を5万分の1または20万分の1地形図に記入すること。

水防警報実施規程

昭和38年5月1日
〔 建 閣 規 第 4 号 〕

〔 沿革 〕 昭和39年建閣規第3号, 41年第6号, 42年第5号, 43年第4号, 第21号, 44年第32号, 45年第3号, 50年第12号, 52年第3号, 53年第6号, 54年第3号, 55年第3号, 56年第5号, 57年第8号, 59年第11号, 60年第12号, 61年第5号改正

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規程は、水防法第10条の4第1項, 第2項, 建設省設置法第12条第4号及び地方建設局組織規程第14条の規定に基づき、水防警報を適正に実施することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 水防警報 洪水または高潮により災害が起こるおそれがあるとき水防を行なう必要がある旨を警告して行なう発表をいう。
- 二 指定河川 建設大臣が指定して水防警報を行なう河川のうち、関係地方建設局が水防警報を分掌する河川区間をいう。

三 水防警報区 指定河川またはこれを細分した河川区間であって、水防警報の実施単位とするものをいう。

四 基準水位観測所 各水防警報区の基準とする水位の観測所であって、その名称で当該水防警報区を示すものをいう。

五 実施機関 当該水防警報区についての水防警報を実施する関係地方建設局の事務所をいう。

(指定河川及び実施機関)

第 3 条 指定河川, 基準水位観測所, 水防警報区及び実施機関は、別表(1)による。

2. 基準水位観測所の水位諸元は、別表(2)による。

(責 任 者)

第 4 条 水防警報実施責任者は、実施機関の長とする。

第 2 章 水防警報の実施

(水防警報の種類及び基準)

第 5 条 水防警報の種類及び基準は、別表(3)による。

2. 実施機関は、前項に基づき、当該水防警報区の特徴に適合する発表時期の基準を定めなければならない。

(水防警報の様式)

第 6 条 水防警報の発表様式は、別表(4)による。

2. 実施機関は、水防警報の発表手続き及び発表文書の取扱いについて規定しておくものとする。

(水防警報の通知)

第 7 条 実施機関は、水防警報を直ちに関係都県知事に通知しなければならない。

らない。

2. 前項の通報責任者及び通信方法は、別表(四)による。

(水防警報の報告)

第 8 条 実施機関は、水防警報を直ちに局長に報告するものとする。

第 3 章 水防警報実施要領

(実施要領の制定)

第 9 条 実施機関は、水防警報実施要領を制定しなければならない。

2. 水防警報実施要領に記載する事項及び様式は、別表(四)による。

(実施要領の承認)

第 10 条 実施機関は、水防警報実施要領を定めまたは内容を変更するとき

は、あらかじめ局長の承認を受けなければならない。

附 則

この規程は、昭和 61 年 3 月 20 日から適用する。

別表(1) 指定河川、基準水位観測所、水防警報区及び実施機関

指定河川	基準水位観測所		水防警報区		実施機関
	河川名称	河川位置	左	右	
久慈川	笹川	左岸河口から 2.5.0km上400m	自茨城県那珂郡大宮町大字辰の口字辰場 2078番地先の区の口堰 至同県常陸水田市上土木内	自茨城県那珂郡大宮町大字岩崎字岩花下 1100番地先の区の口堰 至同県那珂郡那珂町	常 警 工事事務所
	楯橋	左岸河口から 6.0km上200m	自茨城県日立市下土木内町	自茨城県那珂郡那珂町那珂外宿	"
	山田川	左岸幹川合流点から 3.0km下180m	自茨城県常陸水田市藤田町	自茨城県久慈郡水府村大字和印字台田 1560番の1地先の戸間堰 至幹川合流点	自茨城県久慈郡水府村大字東郷地字辰場道下 2081番地先の戸間堰 至幹川合流点
里川	初	左岸幹川合流点から 4.5km上50m	自茨城県常陸水田市藤田町241番地 至幹川合流点	自茨城県常陸水田市藤田町字高心2437番 の5地先 至幹川合流点	"

別表(2) 基準水位観測所の水位に関する諸元

水系	河川	観測所	観測所	零点高	通報水位 (m)	警戒水位 (m)	前面高水位 (m)
久慈川	幹川	笹川	T.P	16.871	1.50	2.50	5.86
			"	0.284	2.70	3.70	7.26
	山田川	幸久	"	8.343	3.00	4.00	5.71
			"	8.603	2.00	3.00	4.30

別表(4の1)

水防警報	(種 類)	(河 川)	(基準水位観測所)	(警報番号)
	待 機	川		第 号
建設省関東地方建設局 工事事務所発表				
1	台風が近づきました。			
2	前線が活発になりました。			
3	()川洪水()報によれば、			
4	()の()によれば、			
5	()の雨量は()日()時現在()に達しました。			
6	今後まだ()降るかそれがあります。			
7	()の水位は()日()時現在()mです。			
8	上昇中です。			
9	上流部では非常に大きな出水になりました。			
10	水位は下降していますが、			
11	()ので、			
12	再び上昇する見込です。			
13	滞水時間は長びく見込です。			
14	水防機関は、急に水が出て、すぐ応動できるように、待機して下さい。			
15	水防機関は、状況の悪化に応じて、すぐ応動できるように、待機して下さい。			
16	水防機関は、監視員を現地に残し、待機してさしつかえないと思われま			

別表(3) 水防警報の種類、内容及び発表基準

種 類	内 容	発 表 基 準
待 機	1. 出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が応動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2. 水防機関の応動期間が長引くよりな場合に、出動人員を減らしてもしつかえなないが、水防活動をやめることとはできない旨を警告するもの。	気象予報、警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。
準 備	水防に関する情報連絡、水防装置等の整備、水こり門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に応動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
出 動	水防機関が応動する必要がある旨を警告するもの。	洪水注意報等により、または、水位、流量その他の河川状況により、警戒水位を越えるおそれがあるとき。
指 示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、洪水、滞水、法崩、危裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	洪水警報等により、または、既に警戒水位を越え、災害のおこるおそれがあるとき。
解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	警戒水位以下に下降したとき。または警戒水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したとき。

別表(4の2)

水防警報	(種類)	(河川)	(基準水位観測所)	(警報番号)
	準備	川	川	第 号
建設省関東地方建設局 工事事務所発表				
月	日	時	分	
1	()	()	()に上れば,	
2	()	()	()の雨量は()日()時現在()mmに達しました。	
3	()	()	()川上流域の雨量は()日()時現在()mm、	
	()	()	()mmに達しました。	
4	なお、強い雨が降り続いています。			
5	今後まだ()降るおそれがあります。			
6	()	()	()の水位は()日()時現在()mの達しました。	
7	引き続き増水しています。			
8	1時間	()	()cmくらいの割合で上昇しています。	
9	急激に上昇しています。			
10	()	()	()では警戒水位に近づきました。	
11	()	()	()川洪水()報に上れば,	
12	()	()	()では警戒水位を越えるおそれがあります。	
13	()	()	()では()程度の出水になるおそれがあります。	
14	水防機関は出動の準備をして下さい。			
15	水防機関は、出動の準備を行ない、水防に因する情報連絡を確保して下さい。			
16	水防機関は、今後の状況により、いつでも出動できるよりに準備して下さい。			

別表(4の3)

水防警報	(種類)	(河川)	(基準水位観測所)	(警報番号)
	出動	川	川	番 号
建設省関東地方建設局 工事事務所発表				
月	日	時	分	
1	()	()	()に上れば,	
2	()	()	()の雨量は()日()時現在()mmに達しました。	
3	()	()	()川上流域の雨量は()日()時現在()mm、	
	()	()	()mmに達しました。	
4	今後まだ()降るおそれがあります。			
5	()	()	()の水位は()日()時現在()mに達しました。	
6	()	()	()では警戒水位を越えました。	
7	引き続き上昇しています。			
8	1時間	()	()cmくらいの割合で上昇しています。	
9	()	()	()川洪水()報に上れば,	
10	()	()	()では()日()時ごろ警戒水位を越える見込です。	
11	()	()	()では、間もなく警戒水位を越える見込です。	
12	大きな出水になるおそれがあります。			
13	()	()	()程度の出水になるおそれがあります。	
14	警戒水位を相当に上回る出水になるおそれがあります。			
15	()	()	()ので,	
16	水防機関は出動し、提防その他を見廻り、慎重に警戒して下さい。			
17	水防機関は出動し、危険箇所を早期水防をして下さい。			
18	なお、今後、出水状況に応じて出動人員を増して下さい。			

別表(4の4.)

水防警報		(種 類)	(河 川)	(基準水位観測所)	(警報番号)
指 示		川	川		第 号
建設省関東地方建設局 工事事務所発表					
月	日	時	分		
1	()	の水位は()日()時現在()mです。			
2	()	の水位は()日()時に()水位を越えました。			
3	()	川洪水()報によれば、			
4	()	では、()程度の出水が予想されます。			
5	()	の最高水位は()日()時ごろ起り、()m			
		くらいに達するものと予想されます。			
6	()	の水位は()日()時()分最高水位()m			
		に達しました。			
7		水位は、少しづつ下がっていますが、			
8	()	()ので、水位は再び上がるおそれがあります。			
9		高い水位が長く続くおそれがあります。			
10		水位は今後次第に下がると予想されますが、			
11		堤防は()が起りやすい状態に なりました。			
12		堤防の低い所では、越水するおそれがあります。			
13	()	()による被害が起るおそれがあります。			
14	()	()はまた()されていけませんので、			
15	()	()地先の()に特に危険です。			
16	()	()地先の()に()が発生しました。			
17		上流で()が流れました。			
18		水防機関は厳重に警戒して下さい。			
19		水防機関は出動体制を強化して下さい。			
20		水防機関は出動人員を増して水防工法を行なって下さい。			

別表(4の5.)

水防警報		(種 類)	(河 川)	(基準水位観測所)	(警報番号)
解 除		川	川		第 号
建設省関東地方建設局 工事事務所発表					
月	日	時	分		
1	()	の水位は()日()時に警戒水位より低くなりました。			
2	()	の水位は()日()時現在()m以下になりました。			
3		まもなく警戒水位より低くなるものと思われま す。			
4		水防作業を必要とする状況は解消したものと認められま す。			
5		洪水による危険は一応去ったものと認められま す。			
6	()	()の水防警報を解除しま す。			
7		ただし、被害のあった所は応急作業を続けて下さ い。			
8		ただし、今後も気象状況の変化に十分注意して下さい。			

別表(5) 水防警報の通報責任者、受報責任者及び通信方法

水系	河川	通報系統	通報責任者	受報責任者	通信方法
久慈川	川	基本系	常陸工事科務所調査第一課長	茨城県 河川課長	陸上無線機 陸上無線機 河川無線機
		協力系	久慈川第二出張所長	大宮土木事務所長	加入電話
	幹	基本系	久慈川第一出張所長	水戸土木事務所長	陸上無線機 陸上無線機 河川無線機
		協力系	常陸工事科務所調査第一課長	茨城県 河川課長	加入電話
那珂川	山田川	基本系	常陸工事科務所調査第一課長	茨城県 河川課長	陸上無線機 陸上無線機 河川無線機
		協力系	久慈川第一出張所長	大宮土木事務所長	加入電話
	川	基本系	山田川出張所長	水戸土木事務所長	陸上無線機 陸上無線機 河川無線機
		協力系	常陸工事科務所調査第一課長	茨城県 河川課長	加入電話
那珂川	川	基本系	常陸工事科務所調査第一課長	茨城県 河川課長	陸上無線機 陸上無線機 河川無線機
		協力系	久慈川第一出張所長	大宮土木事務所長	加入電話
	幹	基本系	常陸工事科務所調査第一課長	茨城県 河川課長	陸上無線機 陸上無線機 河川無線機
		協力系	久慈川第一出張所長	大宮土木事務所長	加入電話
那珂川	野井川	基本系	常陸工事科務所調査第一課長	茨城県 河川課長	陸上無線機 陸上無線機 河川無線機
		協力系	水戸出張所長	水戸土木事務所長	加入電話
	川	基本系	那珂川出張所長	大宮土木事務所長	陸上無線機 陸上無線機 河川無線機
		協力系	常陸工事科務所調査第一課長	茨城県 河川課長	加入電話
那珂川	川	基本系	常陸工事科務所調査第一課長	茨城県 河川課長	陸上無線機 陸上無線機 河川無線機
		協力系	水戸出張所長	水戸土木事務所長	加入電話
	幹	基本系	常陸工事科務所調査第一課長	茨城県 河川課長	陸上無線機 陸上無線機 河川無線機
		協力系	水戸出張所長	水戸土木事務所長	加入電話

〇〇水防警報実施要領

1. 水防警報を行なう指定河川

(表-1)

水系	河川	区	間
利根川	幹		

特 告 示 及 び 突 施 規 程 の 別 表 (1) に 基 づ き、 関 係 部 分 を 抜 き 示 す。

2. 基準水位観測所

水防警報の基準水位観測所及び水防警報区は(表-2)のとおりである。

(表-2) 基準水位観測所及び水防警報区

水系	河川	名称	基準水位観測所			水防警報区		
			観測位置	計測水位	警報水位	所在地	左岸	右岸

特 告 示 及 び 突 施 規 程 の 別 表 (1) 及 び (2) か ら 関 係 部 分 を 抜 き 示 す。

2) 発表時期の基準

(1) 待期の発表時期

a
b
c

(2) 準備及び出動の発表時期

(表-5)

水系 河川	水防警報区 (基準水位観測所)	準備	出動

(3) 指示の発表時期

(表-6)

指示の内容	指示の発表時期

(4) 解除の発表時期

a
b
c

3. 水防警報区の関係都道府県及び水防管理団体

各水防警報区の関係都道府県及び水防管理団体は、関係都府県の水防計画によれば、(表-3)のとおりである。

(表-3) 水防警報区の関係都道府県及び水防管理団体

水系 河川	水防警報区 (基準水位観測所)	関係都府県	関係水防管理団体

注 関係都府県の水防計画書から抜粋する。

4. 水防警報の種類

1) 水防警報の種類及び基準

水防警報の種類及びその発表基準は(表-4)のとおりである。

(表-4)

種類	内容	発表基準
待機		
準備		
出動		
指示		
解除		

注 実施規程の別表(2)による。

関東地方建設局洪水対策本部規程

昭和37年4月25日
〔 建 関 規 第 10 号 〕

〔 附 則 〕 昭和40年建関規第11号、44年第13号、53年第4号、
59年第14号、60年第14号改正

(総 則)

第 1 条 この規程は関東地方建設局洪水対策規程(以下「局規程」という。)に基つき定める。

(組織及び所掌業務)

第 2 条 本部は、本部長、副本部長、本部長付、情報連絡担当官及び本部員をもって組織する。

2. 本部長は局長をもってあり、部務を掌理する。

3. 副本部長は、本局の部長をもってあり、本部長を補佐し、その命を受けて本部長付及び本部員を指揮監督し、本部長が不在のときは、その事務を代行する。

4. 本部長付は、本局の主任監査官、調整官、調査官、企画調査官、環境審査官、技術管理官、河川調査官、道路企画官、営繕調査官、用地調査官、及び課(室)長をもってあり、本部長及び副本部長の命を受け、本部員を指揮、監督し、洪水対策の起案、その他の業務を処理する。

5. 情報連絡担当官は、本局の河川情報管理官をもってあり、本部長及び副本部長の命を受け、本部員を指揮、監督し、情報連絡、その他の業務を処理する。

6. 本部員は、本局に勤務する者のうち、本条第2項から第5項までに該当しない者をもち、次条に定める班に所属して本部の業務に従事する。

7. 本部には、必要に応じて災害対策現地本部を設けることができる。
8. 災害対策現地本部長は、局長に任命された者をもってあり、業務を掌理する。

5. 水防警報の発表

1) 発表文の様式

① 突発規程別表(4)にする。

2) 発表の手続き

① 決裁機等及び水防活動、洪水予報その他との関連について規定する。

3) 発表文書の取扱

① 決裁用紙、伝達用紙の通用について道標のないように規定する。

4) 発表に因する事務分担

① 発表規程別表(5)によるほか特に通知を必要とするものについて表示及び図示する。

7. 巡視及び重要水防箇所の実況把握

① 巡視及び重要水防箇所の実況把握について道標のないように規定する。

8. 情報の収集

1) 観測通報

2) 気象通報

3) 決裁通報

4) その他

① 情報の収集要領を記載する。通信系統図を添える。

9. 水防活動状況の報告

① 出張所から事務所への報告について規定する。

10. 水防警報の訓練

① 水防警報についての演習及び講習会等について規定する。

11. 連絡組織

① 水防警報連絡会等による協力について記載する。

その他、必要と認める事項について規定または記載する。

(本部室及び班の設置)

第3条 本部の編成については、本部長、副本部長及び本部長付をもって構成する本部室の下に、次に掲げる各班を設ける。

- 総務班、予報班、通報班、通信班、広報班、広報班、広報班
- 2. 各班には、班長及び班長の職制を設けることができる。
- 3. 本部室及び各班の所掌業務、細部の編成及び体制区分に対する人員配置その他は、毎年既別に定める本部運営要領による。
- 4. 災害対策現地本部の所掌業務、編成及びその他は、別に定める災害対策現地本部要領による。

(体制区分)

第4条 本部の体制は、次の各号に掲げる5種とし、情勢に応じて本部長がこれを指令する。

- (I) 非常体制 重大な被害が生じた場合
- (II) 緊急体制 計画高水位以上の高水が予想される場合、または重大な被害の生ずるかそれがある場合の体制
- (III) 警戒体制 警戒水位以上の高水が予想される場合の体制
- (IV) 注意体制 洪水あるいは高潮の起るかそれがある場合の体制または警戒体制の人員を必要としない場合の体制
- (V) 準備体制 洪水あるいは高潮の起るかそれがある場合で、注意体制の人員を必要としない場合の体制

(本部の事務)

第5条 前条に規定する体制以外の時にあける事務は河川管理課がこれに当る。

附 則

この規定は昭和37年5月1日から施行する。

附 則

この規定は、昭和61年3月20日から適用する。

本 部 通 信 要 領

(昭和37年4月)

1. 通信概要

洪水予報、水防情報の伝達系統及び高水観測通報の通信系統については、それぞれ利根川・荒川洪水予報実施要領、水防警報実施規程及び高水観測通報規程に示したとおりであるが、その他本部からの指令伝達または支部からの報告等に関する通信については、この本部通信要領による。

2. 通信系統

I) 受信系統

受信系統とは、高水時に関東地方建設局(以下「本部」という。)に於いて、関係工事事務所、ダム統合管理事務所及びダム管理所(以下「支部」という。)または気象庁から洪水対策に必要な水文観測、気象観測等の資料及び諸報告あるいは照会、回答等を受信する通信系統をいう。

この受信系統は、別表-1および4、別図-1のとおりとし、通報の内容により使用通信回線及び末端電機機を別表-3のとおり定めるとする。

II) 発信系統

発信系統とは、本部から各支部、建設本名、気象庁および関係都県その他に対して、洪水予報、高水決死通報等あるいは指令指示を発信する通信系統をいう。

この通信系統は、別表-2、別図-2のとおりとし、通報内容により定められた通信回線及び末端電機機を使用しなければならぬ。

III) 渉外関係

県庁、自衛隊、報道機関その他等との照会、応答に使用する通信系統は別図-1.2のとおり専用及び加入電話回線により行う。

別表-1

受信内容による区別 (受信系統別図-1)

IV) 河川情報処理装置

水位、雨量観測所のうち、河川情報処理装置は、本部において受信し、観測することを原則とするが、運営を別表-4のとおり行い、もし障害により観測不能の場合は、以後の観測値については委託観測員から支那が受報(加入電話または電報)し、本部に通報することとする。ただし、観測所から直接本部で受報することもある。

V) レーダー雨量計

レーダー雨量計は、本部において受信観測し、その情報を必要とする各支所にファックスで通報することとする。

3. 基本系と予備系

現在の通信系統は、マイクロ施設により本部と各関係支部門に直通回線があるため、基本系はこれを使用し、もし障害等により不通となった場合は隣接支部に對し、150MHz, 60MHz帯無線機または移動多重無線機による通信系統及び電々公社加入電話または電報を使用するものを予備系とする。

4. 通信開始及び終了

I) 開始

通信系統は、洪水対策本部が体制に入った場合、直ちにその確保に努めなければならぬ。ただし、本部が体制に入る事前においても、本部より指示があった時は、本部(電気通信課)と連絡を密にして通信網の確保に万全を期さなければならぬ。

II) 終了

通信は、洪水対策本部の体制解除とともに終了する。ただし、終了にあたっては、本部に連絡のうえ、その指示を受けなければならぬ。なお、この取扱いは、昭和54年4月1日から適用する。

a) 予報班

- 1) 気象庁からの話打合せ(洪水予報に必要な)
- 2) 東京都からの連絡
- 3) その他

b) 通報班

- 1) 高水観測通報
- 2) 支那が洪水対策体制に入った時の報告
- 3) 支那が水防警報を発令した時の報告
- 4) 支那からの火災報告
- 5) 気象庁からの気象通報、台風情報等
- 6) デムの状況
- 7) 河川情報処理装置及びファックス情報
- 8) レーダー雨量計情報
- 9) その他支那からの問合せ

c) 被害班

- 1) 支那からの被害報告

d) 広報班

- 1) 関係都県、自衛隊、報道機関、その他等からの問合せ
- e) 道路班
 - 1) 道路関係支那からの状況報告
 - 2) 道路関係支那からの問合せ

発信内容による区別（発信系統別図-2）

- a) 予報班
 - 1) 支部の実況問合せ
 - 2) 支部からの問合せに対する回答
 - 3) 本省への高水報告
 - 4) 気象庁及び東京都庁との詰合せ
 - 5) その他
- b) 通報班
 - 1) 洪水予報
 - 2) 水象及び気象実況
 - 3) 本部（本部長）指令、指示、情報
 - 4) その他

支部から本部に連絡する内線電話は次のとおり。

1) 高水視測通報及び実況報告 → 通報班

。河川関係

番号	支 部 名
2781	利根川上流，霞ヶ浦，霞ヶ浦導水
2782	渡良瀬川，荒川上流，日光砂防
2783	常陸，高崎，富士川砂防
2784	予備
2785	利根川下流，江戸川
2786	下館，荒川下流
2787	京浜
2788	甲府，利根川水系砂防

。ダム関係

番号	支 部 名
2785	八ッ場ダム
2787	宮ヶ瀬ダム
2788	湯西川ダム
2789	京浜，甲府
3771	渡良瀬川，荒川上流，常陸，品木ダム，下館，二瀬ダム (予備)
3772	利根川ダム統合管理，鬼怒川ダム統合管理(予備)

上流番号 2781～2789 の電話機は洪水時に設置

- c) 被警班
 - 1) 被警実況問合せ
 - 2) 本省への被警報告
- d) 広報班
 - 1) 関係都県，自衛隊，報道機関，その他等からの問合せに対する回答
- e) 道路班
 - 1) 道路関係支部からの問合せに対する回答
 - 2) 本省への実況報告
 - 3) その他

別表-4

河川情報処理装置による受信の区別

2) 河川関係被害報告 → 被害班 (河川工事課)

3711~3714 3731~3732
 3721~3722 3736~3737
 3726~3727 3741~3743

3) 道路関係の実況及び報告 → 道路班 (道路管理課)

4411~4413 4431~4433
 4421 4436
 4426~4427 4441
 4446

4) 渉外関係 → 広報班 (河川課面談)

3611~3617 3631~3632
 3621~3622 3636~3637
 3626~3627

1. 本局で受信する箇所は次のとおり

a) 利根川水系

〔利根川ダム統管局〕

(雨量) 笠川、藤原、湯原、沼田、鎌田、匠桑、草津、中之条、
 藤原、相模、波川、三之倉、高崎、相馬ヶ原、松井田、
 神津下、下仁田、万切、秋間、奥ノ笠、入斗島

(水位) 岩本、下箱田、上郷島、村上、高松、岩鼻、山名、若泉

〔鬼怒川ダム統管局〕

(雨量) 川治、五十里、日光

〔利根川上流局〕

(雨量) 栗橋、草久、足尾、桐生、川俣、

(水位) 入斗島、古戸、川俣、栗橋、芽吹橋、吉河、乙女、中里、
 高津戸、足利、早川田上、広見橋、佐賀

〔利根川下流局〕

(雨量) 祖母井

(水位) 取手、布川、押付、須賀、栂利根、宍積寺、石井、川島、
 鬼怒川水海道、三谷、黒子、上郷、小貝川水海道、出島、白浜

〔江戸川局〕

(雨量) 野田

(水位) 西園地、野田、松戸、行徳可動堰上、吉川、高砂、谷古宇

b) 荒川水系

〔荒川上流局〕

(雨量) 二瀬、三峰、小鹿野、名栗、小川、越生、菅野、川楚、岩
 刈

(水位) 親鼻、熊谷、池水橋、小ヶ谷、荷間、入西、八幡橋、坂戸、

野本、岩瀬水門(上)、壘梓島、小名木川

h) 那珂川水系

〔常陸局〕

(雨量) 板室, 塩原, 大田原, 水戸
(水位) 小口, 野口, 水府橋

e) 多摩川水系

〔京浜局〕

(雨量) 小河内, 多摩上, 多摩

(水位) 鶴布橋, 日野橋, 多摩川石坂, 田沼調布(上), 多摩川河口
浅川橋

2. 本部より指示のあった場合は、各観測所施設管理事務所では各観測所の観測値を受信し、本部に通報する。

d) 鶴見川水系

〔京浜局〕

(雨量) 川崎

(水位) 亀の子橋, 綱島, 末吉橋

e) 相模川水系

〔京浜局〕

(水位) 神川橋

f) 富士川水系

(雨量) 松岡, 釜無, 三宮, 甲府, 野呂川, 碓島

(水位) 浅原橋, 清水端, 南部, 船山橋, 石和, 桃林橋

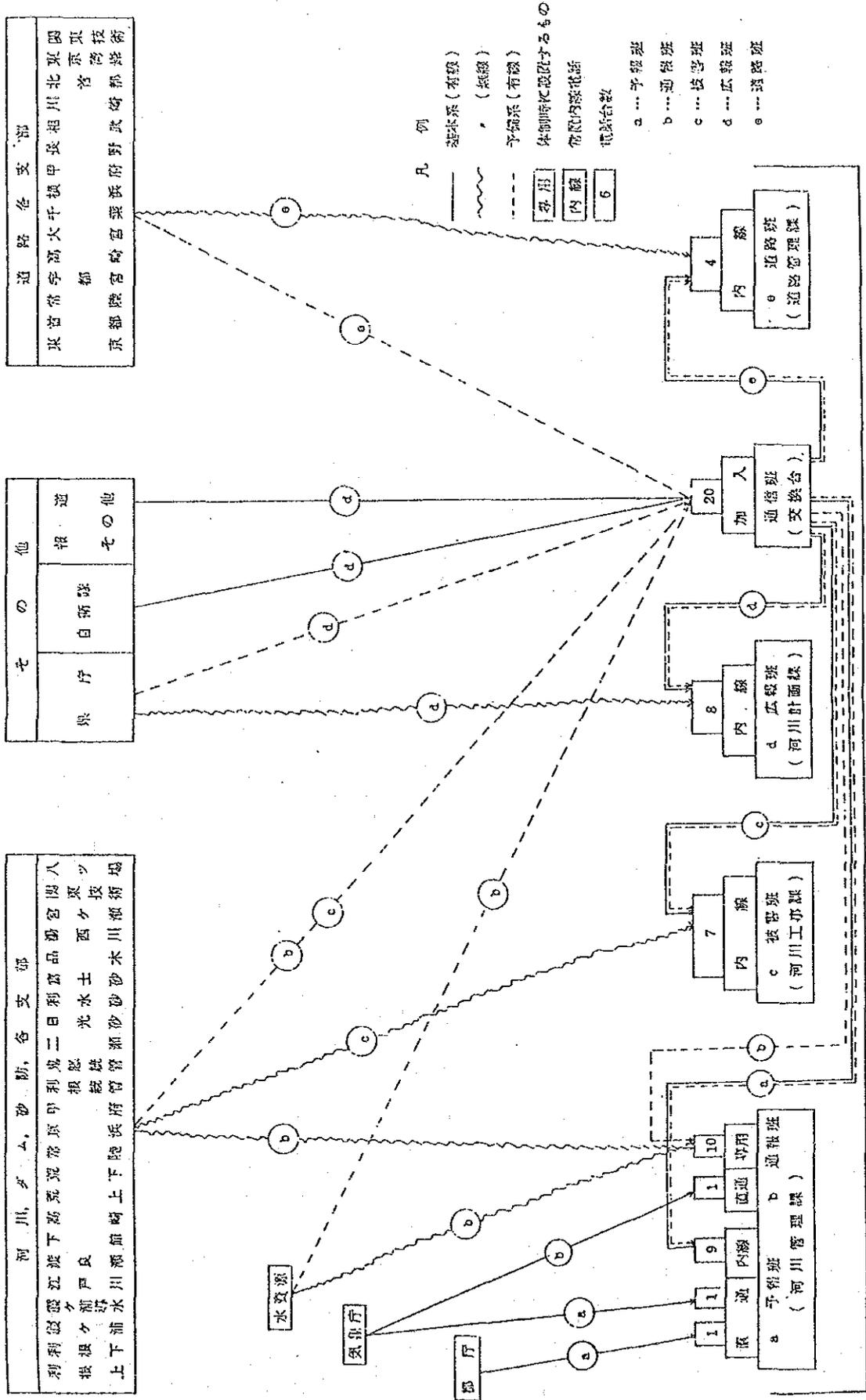
g) 久慈川水系

〔常陸局〕

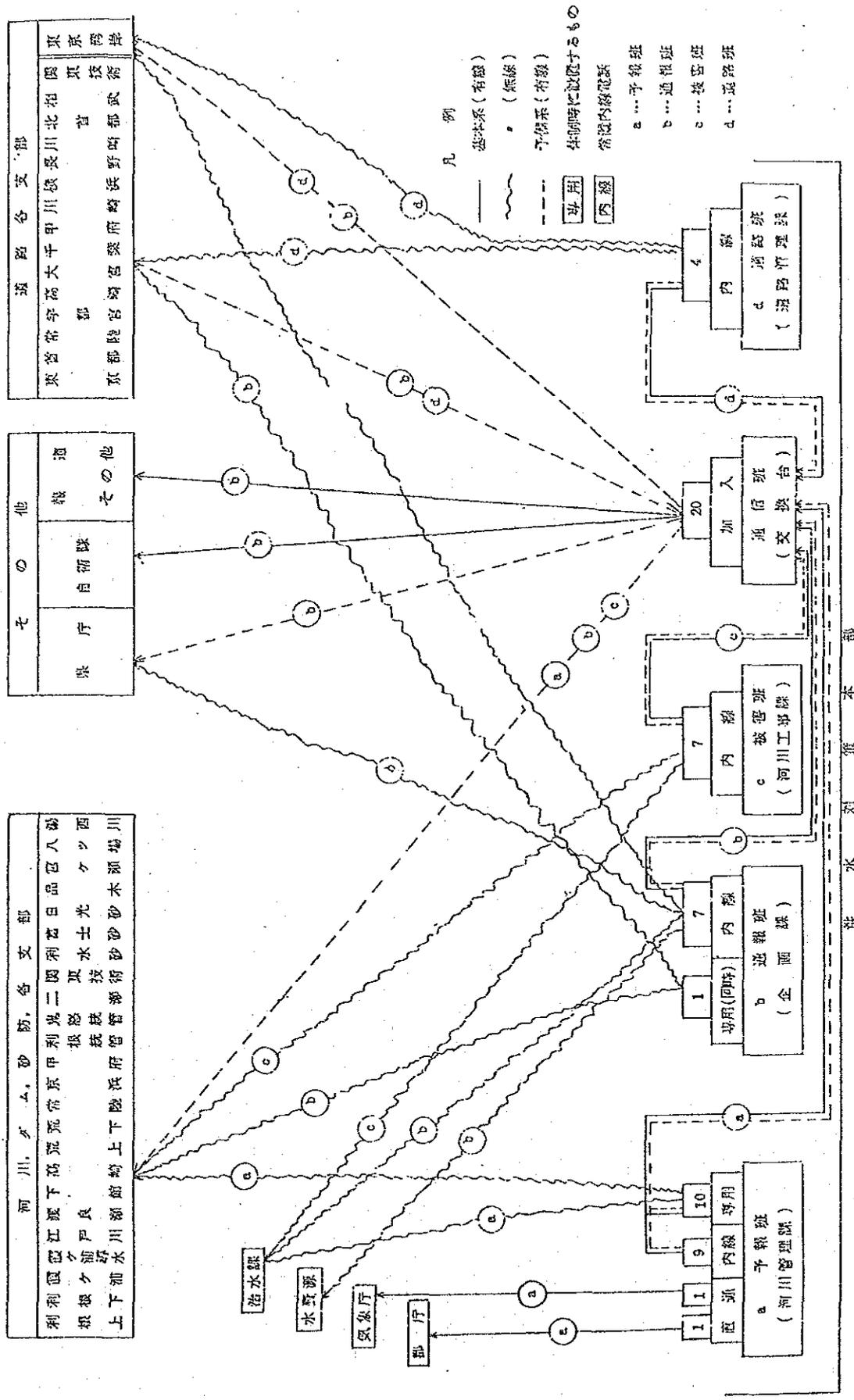
(雨量) 棚倉, 大子, 太田

(水位) 富岡, 神橋, 磯初

別図-1 支部・本部通信系統図(受信)



別図一 2 本部、支部通信系統圖（発信）



関東地方建設局洪水対策本部情報取扱要領

昭和42年8月18日
事務連絡

1. 目的

この要領は、洪水時に関東地方建設局洪水対策本部及び支部に所属する職員並びに水防関係者及び公衆に対し、関東地方建設局管内（以下「管内」という。）の状況を周知させることを目的とする。

2. 情報の発表形式

情報の標題は「関東地方建設局洪水対策本部情報」とし、一連番号を付して関東地方建設局洪水対策本部名で発表するものとし、その内容は管内の降雨概況、河川の出水概況、ダムによる洪水調節概況、水防警報発令状況、管内国道の災害概況等について別記様式により作成するものとする。

3. 発表時期

発表は通常2時間ごととするが状況に応じて適宜時間を短縮又は延長して発表することができる。

4. 情報の内容

(1) 降雨概況

管内河川の上流域の降雨状況を明示し、積算雨量を、原則として次の観測所について発表する。

藤原、嵐原、赤津、三ノ倉、下仁田、栗橋、足尾、五十里、日光、下館、横利根、二瀬、名栗、大子、大田原、小河内、川崎、才戸橋、

翁無、三笠、観島、東京の22観測所

(2) 出水状況

管内河川の出水状況は、原則として次の観測所につき現在の水位を明示し、できる限り今後の予想を付して発表する。

下箱田、八斗島、栗橋、取手、押村、横利根、岩鼻、足利、石井、鬼怒川水難道、黒子、小貝川水海道、野田、出島、観鼻、岩水輪、岩洲水

門（上）、笠岸島、神橋、水府橋、石原、田沼勝布（上）、鱒島、神川橋、清水端、南部、松岡、船山橋、栲林橋の29観測所

(3) ダムによる洪水調節概況

ダムの状況は、時刻を明示し、その時点における流入量及び調節量を各ダムについて発表する。対象とするダムは矢木沢、藤原、相保、嵐原、下久保、五十里、川俣、川治、草木、二瀬の10ダムとする。

(4) 国道の被害概況

一覧表型式を用い、発表時現在の状況を発表する。

その内容は、路線名、地先名、災害種別、交通処理及び復旧見込みの5項目とする。

発表の表型としては、路線名は一般国道（ ）号の呼称を用い、

地先名は〇〇市内または〇〇町字〇〇とし、当該地先が一般に周知されないような場所である場合には〇〇市〇〇方向〇〇km付近若しくは、〇

〇市×市間または〇〇市付近としてもよい。

交通処理は全面通行止、片側通行止、一方通行、一車線通行止、小型車通行止及び大型車通行止の6種類をもって表示する。

災害種別は冠水、土砂崩壊、橋梁流失、路面崩壊等の名称を用い簡単に表現する。

復旧見込は原則として日時で表すが復旧日時の見込のつかない場合は不明と記入する。

その他参考事項は以上の5項目以外の事項、たとえば回り路などを適宜発表する。

(5) 水防警報発令状況

水防警報には待機、準備、出動、指示、解除の5種類があるが、この情報には指示を除く4種類について記入するものとし、発表時点の状況を発表する。発表文は利根川、荒川等河川名を記し、水防警報区に対応する基準水位観測所を列記し、それぞれに水防警報の種類を記入する。

ただし、指示の発令があった場合は、概要欄にその概要を示すものとする。発表対象水防警報区は関東地方建設局水防警報実施規程に定める97カ所とする。

水防警報の経路については、情報の一途性から判断可能であるので特に明記しない。

5. 情報の起案

起案は、その内容が道路に関する事項については道路管理課で道路に関するもの以外については河川管理課で行ない、その他参考事項は必要に応じて両課合同で行うが取りまめは、河川管理課において行うものとし、河川部長及び道路部長に回議し、局長の決裁を経て発表するものとする。

6. 発表の伝達方法

この情報は、庁内放送、同時通話及び各種報道機関を通じて伝達する。

なお、この取扱いは、昭和61年3月20日から適用する。

1-55

洪水対策本部情報 第 号

昭和 年 月 日 時 分 関東地方建設局 洪水対策本部発表

1. 降 雨 状 況

関東地方の降雨状況は次のとおりです。

水系	河川	地点	日時	降り始めてからの積算雨量	水系	河川	地点	日時	降り始めてからの積算雨量	水系	河川	地点	日時	降り始めてからの積算雨量		
利根川	利根川	藤原		mm	利根川	鬼怒川	五十里		mm	多摩川	多摩川	小河内		mm		
	"	栗橋				"	日光				鶴見川	鶴見川	川崎			
	"	横利根				小貝川	下館				相模川	相模川	才戸橋			
		片品川	関原			荒川	荒川	二瀬			富士川	釜無川	釜無			
		香妻川	草津				入間川	名栗					笛吹川	三富		
		烏川	下仁田					東京					早川	硯島		
		"	三ノ倉				久慈川	久慈川	大子							
	渡良瀬川	足尾			那珂川	那珂川	大田原									

2. 出 水 概 況

関東地方の出水状況は次のとおりです。

水系	河川	地点	日時	水位	水系	河川	地点	日時	水位	水系	河川	地点	日時	水位		
利根川	利根川	下箱田		m	利根川	小貝川	黒子		m	多摩川	多摩川	石巻橋		m		
	"	八斗島				"	水海道				鶴見川	鶴見川	綱島			
	"	栗橋				江戸川	野田				相模川	相模川	神川橋			
		"	取手			荒川	荒川	親鼻			富士川	富士川	清水端			
		"	押付				"	治水橋					"	南部		
		"	横利根				"	岩洞(出)					"	松岡		
		烏川	岩鼻				"	壁岸島				釜無川	給山橋			
	渡良瀬川	足利			久慈川	久慈川	神橋			笛吹川	桃林橋					
	鬼怒川	石井			那珂川	那珂川	水府橋			利根川	箭野利根川	出島				
	"	水海道			多摩川	多摩川	石原									

3. ダムの調節概要

ダムの調節状況は 日 時現在次のとおりです。

水系	河川	ダム	放流量	調節量	水系	河川	ダム	放流量	調節量	
利根川	利根川	矢木沢	m ³ /S	m ³ /S	利根川	鬼怒川	五十里	m ³ /S	m ³ /S	
	利根川	藤原				"	川俣			
	赤谷川	相俣				"	川治			
	片品川	関原				渡良瀬川	草木			
	神流川	下久保				荒川	荒川	二瀬		

4. 国道の被害概況

被害があった国道(指定区間)の状況は、日時現在次のとおりです。

路線	地域	先	災害種別	交通処理	復旧見込	その他	路線	地域	先	災害種別	交通処理	復旧見込	その他

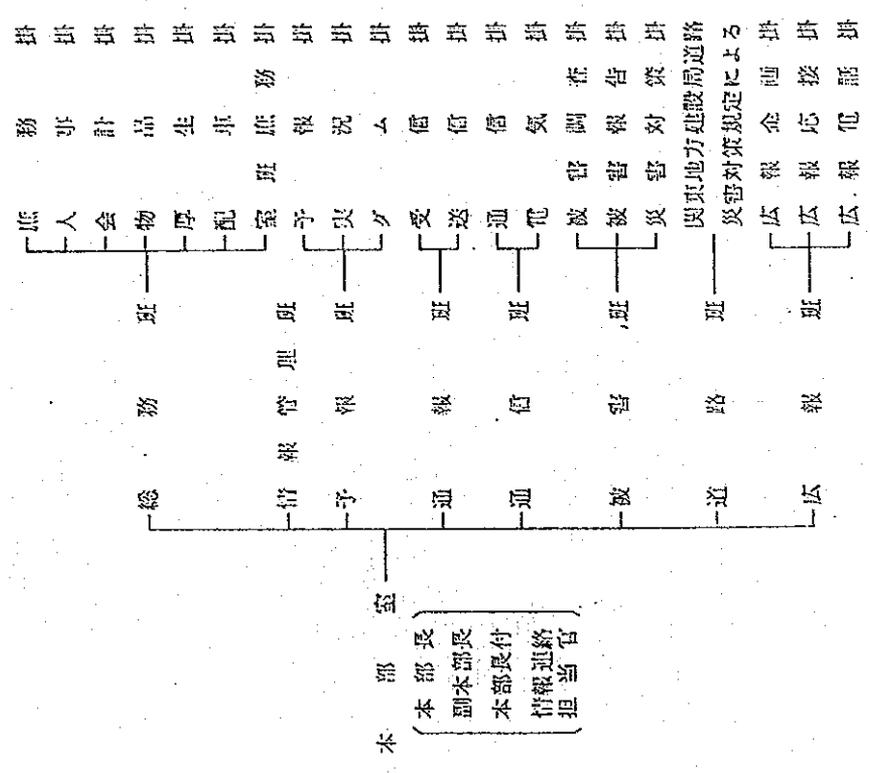
5. 水防警報発令状況

河川に発令されている水防警報は 日 時現在次のとおりです。

水系	河川	基準水位観測所	待機	準備	出動	解除	概要	水系	河川	基準水位観測所	待機	準備	出動	解除	概要	
利根川	幹川	八斗島						利根川	横利根川	出島						
	広瀬川								常陸利根川(外浪波備倉)							
	小山川								鵜川	白浜						
	早川								北浦							
	幹川	川俣	川俣橋						荒川	熊谷	熊谷					
		架橋								幹川	治水橋					
		芽吹橋								隅田川	岩淵水門(出)					
		取手								入間川	小ヶ谷管間					
	小貝川	押付						越辺川	入西							
	幹川	須賀						高麗川	坂戸							
	長門川							都幾川	野本							
	幹川	横利根						小群川	八幡橋							
	横利根川							久慈川	幹川	富岡橋						
	烏川	高松							山田川	幸久						
	龍水川	岩鼻							里川	機初						
	烏川	若鼻							那珂川	幹川	小口					
	神流川	若鼻						藤井川		野口						
	竈川	山名						那珂川								
	波良瀬川	葛津戸						板川		水府橋						
	波川							淵沼川								
	秋山川	足利						多摩川	幹川	調布橋						
	矢場川									日野橋						
	多々良川									石原						
	桐生川	広見橋								田園調布(出)						
	護良瀬川	古河						多摩川河口								
	思川	乙女						浅川	浅川橋							
	巴波川	中里						碓見川	幹川	電の子橋						
	鬼怒川	佐貫							鳥山川							
		石井(右)							幹川							
	小貝川	川島							矢上川	綱島						
鬼沼(左)							早瀬川									
大谷川	黒子						幹川	末吉橋								
小貝川	上郷						相模川	幹川	神川橋							
江戸川	小貝(海浜)							富士川								
派川・利根川	西園宿						塩川	船山橋								
江戸川	野田						御勅使川									
旧江戸川	松戸						笛吹川									
中川	吉川						日川	石和								
	高砂						重川									
綾瀬川	谷古字						幹川	南郡								
常陸利根川	出島						早川									
霞ヶ浦							笛吹川	桃林橋								
								浅原橋								
								沼水端								
								松岡								

昭和61年度洪水対策本部運営要領

1. 総則
この本部運営要領は、関東地方建設局洪水対策本部規程第3条第3項の規定に基づき定める。
2. 組織
1) 洪水対策本部は、次のように編成する。



- 2) 本部長は、災害が発生した場合、関東地方建設局洪水対策本部規程第2条第7項の規定に基づき災害対策現地本部を設けることができるものとする。この場合、以下の編成は臨時に変更される。
- 3) 本部室及び各班の配置箇所

室及び班	配置箇所
本部室	会議室、又は本部長が指定した室
総務班	総務課の室、ただし配車班及び室班庶務班はそれぞれの作業場所
情報管理班	災害対策室
予報班	災害対策室
通報班	災害対策室
通信班	電気通信課の室、及び無線室、交換室、電源室
被害班	災害対策室及び河川工事課の室
道路班	災害対策室及び道路管理課の室
広報班	災害対策室及び河川計画課の室、又は本部長が指定した室

3. 業務運営
 - 1) 体制区分
本部規定第4条による。
 - 2) 勤務体制
各班の編成は、原則として第1組及び第2組の2組とし、各組の交代時刻は午前9時とする。
 - 3) 業務編成
(イ) 本部室及び各班の主要業務、細部の編成及び体割区分に対する人員配置その他は、別表(1)のとおりとする。体割区分により配置された人員は、洪水対策本部の業務に従事しなければならない。
(ロ) 別表(1)に記載のない本部要員は、予備員とする。
予備員の班編入は、本部室において決めるものとする。
4. 本部要員住所録
1) 各班長は、毎年度初めに「洪水対策本部要員」の連絡先一覧表(別紙様式による)を作成し、班長、班長はこれを常に携帯するものとする。

1.59

室 本 部 局 長 (担当)

別表一(1) 業務編成表

役職名	主 要 業 務	編 成
本 部 長	<ul style="list-style-type: none"> 本部業務の総括、本部の運営 本部及び支部に対する指令、情報の決裁 利根川及び荒川の洪水予報の決裁 ダムの管理 本部勤務員の指揮監督・管内出水状況及び直轄区域等の被害の調査、報告及び対策 必要と認める通知及び広報の決裁 	局 長
副本部長	<ul style="list-style-type: none"> 副本部長補佐 本部室の運営 副本部長付会議又は班長会議の招集及び司会 副本部長から特に命を受けた要務 <p>総務部長の主要業務</p> <ul style="list-style-type: none"> 他の部長と協力して、本部の業務全般について副本部長を補佐する。 総務班の指揮監督 <p>河川部長の主要業務</p> <ul style="list-style-type: none"> 副本部長の代行 洪水予報の代決 副本部長指令、本部情報代決 予報班、通信班、被害班、広報班の指揮監督 企画部長不在の場合は通報班の指揮監督 河川出水状況、災害等について本省連絡を補佐する。 <p>企画部長の主要業務</p> <ul style="list-style-type: none"> 通報班の指揮監督 河川部長不在(休養期間)の場合は、その業務を行う。 	総 務 部 長 河 川 部 長 企 画 部 長 道 路 部 長 営 用 部 長 地 部 長 河川情報管理官 (情報連絡担当官)

準 備 注	体 意 注	救 意 注	制 度			記 事
			緊 急	非 常	局 長	
(河川管理課長が代行することができる。)	(河川調査官が代行することができる。)	(河川部長が代行することができる。)	局 長	局 長	局 長	
(河川管理課長が代行することができる。)	(河川管理課長が代行することができる。)	河 川 部 長 企 画 部 長 道 路 部 長 河川情報管理官 (河川調査官) 企 画 課 長 環 境 技 術 課 長 道 路 情報管理官 道 路 情報管理官 が 代 行 可 能 が 代 行 可 能 が 代 行 可 能	河 川 部 長 企 画 部 長 道 路 部 長 河川情報管理官	全 員		

班 (担当) 河川管理課長

員数	編		成				制			記事
	第1組	第2組	準備	注意	警戒	緊急	非常			
1	河川管理課長	河川調整課長	1	1	1	1	1	1		
1	河川管理課長 補佐(藤井)	河川管理課長 補佐(館深) 河川調整課長 補佐(大月)	1	1	1	1	1	1		
1	洪水予報係長	専門官(中川) 施設管理係長	1	1	1	1	1	1		
6	調査第一係長 金井 湊(河計) 情報処理係長 小林(電算) 向井()	調査第二係長 齊田 宮崎(河計) システム係長 山田(電算) 宮城()	6	6	6	6	6	6		
4	行政第一係長 渡辺() 湯口() 佐藤() 矢幡()	行政第三係長 小島() 古岡() 若月()	4	4	4	4	4	4		

報 予 主 要 業 務

役職名	主要業務
予報班長	① 班務総括, 班の運営 ② 洪水予報, 本部長指令, 本部情報審査
班長付	① 班長の指示により活動 ② 各種情報の分類, 回送の指示
予報班長	① 洪水予報の発表文起草・審査を受け気象庁との合議及び本部長指令, 本部情報の起草, 本部長決裁までの手続き ② 気象庁との連絡・調整業務 ③ 水防警報に関する事項の事務所との連絡(必要に応じ班長の指示を受ける。) ④ 発表文のラジオ・テレビ等の検聴 ⑤ 警報発見の時の処置(班長の指示を受ける)
予報計算	① 必要な観測資料から利根川, 荒川の洪水予報基準地点の最高水位及び時刻の推算 ② 電子計算機の保守及び運用
連絡係	① 受信班より回送された資料を「出水時の情報収集, 伝達マニュアル」により回覧及び本部室関係班へのコピー — 手紙業務。

予報班(準備体制には被害班の事務代行を兼ねる。)

建設省関東地方建設局災害 対策現地本部要領

(総 則)

第1条 この災害対策現地本部要領は、関東地方建設局洪水対策本部規定第3条第4項の規程に基づき定める。

(名 称)

第2条 現地本部の名称は、被災河川名、地先名を付けて「建設省関東地方建設局〇〇川〇〇地先災害対策現地本部」とする。

(設置・廃止)

第3条 局長は、次のような場合に現地又は現地環寄りの場所に現地本部を設置することができる。

- (1) 管内の河川施設に重大な被害が発生し、大規模な緊急復旧作業を行う必要がある場合。
- (2) その他局長が必要と判断した場合。

2. 局長は、前項で設置した現地本部を、その必要がなくなつたとき廃止するものとする。

3. 局長は、現地本部を設置又は廃止した場合は、直ちに河川局長に報告するものとする。

(組 織)

第4条 現地本部の組織は、別図-1の現地本部組織表のとおりとし、本部長、副本部長及び本部付の主任本部長、庶務班、資料調査班、情報連絡班、被害調査班、写真・記録班、復旧工事班、機械輸送班、電気通信班、交通整理班をもって構成する。

2. 各班には、掛及び班長及び掛長の職制を設けることができる。

(所掌業務及び動員編成)

第5条 本部長は、局長が任命する者をもって、現地本部を統轄する。

但し、本部長の委任までの間は、当該河川管轄の事務所長が本部長の任に当る。

2. 副本部長は、管内の事務所長又は副所長のうちから本部長が指名する者をもって、本部長の命を受けて、各班長及び本部長を指揮監督する。

3. 班長は、本部長が指名する者をもって、本部長及び副本部長の命を受け、班の業務及び班員の指揮監督する。

なお、本部付は、各班長をもって編成する。

4. 本部長は、本部長が指名した本局、当該河川管轄の事務所及び管内他河川関係事務所の職員をもって、各班に所属し、班の業務に従事する。

5. 各班の所掌業務及び動員編成は、別表-1のとおりとする。

(服装及び靴着)

第6条 本部長、副本部長及び各班長は水防服、ヘルメット及び別図-2の靴着を着用する。

2. 他の本部要員は、作業服、ヘルメット及び別図-2の靴着を着用する。

(現地本部設置)

第7条 現地本部設置は、当該河川管轄事務所が実施する。

2. 現地本部設置に必要な資器材及び車輦は、別表-2のとおりとする。

(災害対策車等の運用)

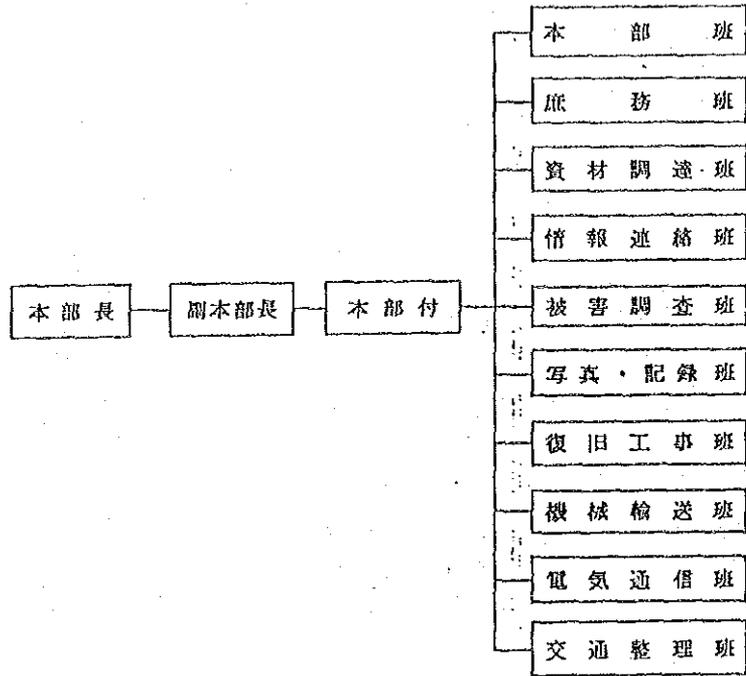
第8条 災害対策車等の運用については、関東地方建設局災害対策車等管理運営規程及び運営要領によるものとする。

附 則

この要領は、昭和59年6月25日から施行する。

1-66

別図-1 現地本部組織表



別図-2 腕章

